

紀美野町第1回定例会会議録

平成31年3月6日（水曜日）

○議事日程（第2号）

平成31年3月6日（水）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

| 議席番号 | 氏 名 |
|------|-------------|
| 1 番 | 南 昭 和 君 |
| 2 番 | 上 柏 皖 亮 君 |
| 3 番 | 七良浴 光 君 |
| 4 番 | 町 田 富 枝 子 君 |
| 5 番 | 田 代 哲 郎 君 |
| 6 番 | 西 口 優 君 |
| 7 番 | 北 道 勝 彦 君 |
| 8 番 | 向井中 洋 二 君 |
| 9 番 | 伊 都 堅 仁 君 |
| 10 番 | 小 椋 孝 一 君 |
| 11 番 | 美 濃 良 和 君 |
| 12 番 | 美 野 勝 男 君 |

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

| 職 名 | 氏 名 |
|--------------|-------------|
| 町 長 | 寺 本 光 嘉 君 |
| 副 町 長 | 小 川 裕 康 君 |
| 教 育 長 | 橋 戸 常 年 君 |
| 消 防 長 | 家 本 宏 君 |
| 総 務 課 長 | 細 峪 康 則 君 |
| 企 画 管 財 課 長 | 坂 詳 吾 君 |
| 住 民 課 長 | 仲 岡 みち子 君 |
| 税 務 課 長 | 中 谷 昌 弘 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 湯 上 ひとみ 君 |
| 産 業 課 長 | 米 田 和 弘 君 |
| 建 設 課 長 | 井 村 本 彦 君 |
| 教 育 次 長 | 曲 里 充 司 君 |
| 会 計 管 理 者 | 北 山 仁 君 |
| 水 道 課 長 | 山 本 訓 永 君 |
| ま ち づ くり 課 長 | 西 岡 靖 倫 君 |
| 美 里 支 所 長 | (細 峪 康 則) 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 菊 本 邦 夫 君 |

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

| | |
|---------|-------------|
| 事 務 局 長 | 田 中 克 治 君 |
| 次 長 | 井 戸 向 朋 紀 君 |

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は6人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

10番、小椋孝一君の一般質問を許可します。

（10番 小椋孝一君 登壇）

○10番（小椋孝一君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、この場に立つのは私にとって最後の一般質問でございます。一生懸命一般質問させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

私からは、若者及びIターンUターンの定住促進についてということで、平成29年3月政策の第2次紀美野町長期総合計画において、本計画における目標人口は、平成33年（2021年）で9,100人、平成38年（2026年）で8,400人となっておりますが、平成30年12月現在の人口は8,914人で、なお減少傾向であります。

紀美野町では、Iターン、Uターンの方々にまちづくり課を通じていろいろと優遇措置をとられております。非常によいことだと思っております。

しかし、これからは若者定住を図るためには、古い町営住宅の改修または建てかえをしたり、別の場所に町営住宅の新設を計画することが若者の人口増加につながるのではないかと私は思っております。まず、行政の考え方を変えていかないと、人口がますます減少するばかりだと思っております。

我が紀美野町では、昭和41年に建てかえた町営住宅を皮切りに、平成6年までに建設した町営住宅（別紙資料参照）が約20棟あります。しかしながら、どの町営住宅もかなり老朽化をしています。

最近では、平成26年度の町営福井第3団地が建設され、現在、町営新神原団地が建

設されていますが、今後、町営住宅の改修、建てかえ及び新築についてどのような計画を持っているのか、当局の考え方をお聞かせください。よろしく申し上げます。

(10番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) それでは、小椋君の質問に対する当局の答弁を求めます。
企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 皆さん、おはようございます。

それでは、小椋議員の若者及びIターンUターンの定住促進についての御質問にお答えいたします。

平成29年3月に策定しました第2次紀美野町長期総合計画では、平成33年(2021年)で9,100人、平成38年(2026年)で8,400人を目標人口としており、平成28年に策定しました紀美野町人口ビジョンを達成するためには、長期総合計画における目標人口を維持することが求められております。

しかしながら、人口ビジョンを上回るペースで人口減少が進んでおり、人口減少をおくらせることが必須の課題となっているのが現状でございます。

そのための施策の一つとして、住宅整備というものが重要であるということは私どもも認識をいたしているところでございます。

議員仰せのとおり、20団地の町営住宅が平成6年までに建設され、老朽化が進んでおります。そのうち神原第1団地から第3団地の三つの住宅については新神原団地への建てかえ事業が進行中であり、残る17団地の住宅について、改修や建てかえの検討が必要であります。

現在、町営住宅につきましては、平成25年3月に策定しました紀美野町公営住宅等長寿命化計画に基づきまして公営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現し、修繕・改善並びに新築等を含めコストの縮減を目指すものとされており、おおむね10年間の計画を定め、現在、その計画に準じた執行を進めているところでございます。

また、当計画の策定から約6年が経過し、住宅入居者の変動や老朽化の進行などにより計画見直しの必要性が出てきたことから、平成31年度において当計画の改定を行う予定であり、その中で町営住宅の建てかえを含め、修繕及び改善等につきまして、再度、検討をしていきたいと考えてございます。

さて、議員御指摘の若者及びIターンUターンの定住促進につながるような町営住宅

の改修・建てかえ並びに新設の計画につきましては、経過年数や利用者の必要性等を踏まえ、用地の確保、費用対効果などを総合的に判断した中で実施するとともに、地域的な特性や現在の住宅の場所などによりバランスのとれた改修・建てかえ並びに新設の計画を検討し、まちづくり課が実施している定住施策と連携しながら、若者及びIターンUターンの定住促進につながるような施策を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(美野勝男君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

10番、小椋孝一君。

○10番(小椋孝一君) ただいま、企画管財課長のほうから答弁をいただきましたけども、これはごく普通の考え方にすぎないと私は思っております。非常に、先ほど1回目の質問の中で、やっぱり昭和四十何年か以降、住宅があるわけですけども、下神野の団地、そしてまた吉野、下佐々、平・動木ということで、結構、私も現地を見に行かせていただきました。非常に高齢の方々がひとり住まいになったり、そういう方もありましたし、聞くと、どうしてもやっぱりここですつといきたいよと、こういう方もあります。これはもちろんそうだと思いますけども、そこに新しい計画をしながら、お年寄りの方々も助けながらいかないと、なかなか現実を見てみても、第2次長期総合計画の中では、現実、平成33年に9,100人という人口目標を掲げておりますけども、ことしの30年12月には8,914人と下回っているわけです。

これは本当に本腰を上げていかないと、改修、建てかえ、今回の予算の中にどこかプレハブの住宅解体も出てきてましたけども、例えば下佐々住宅なんかを見てみたら、高齢の人らが入られて、あとは全然貸さないという政策をとられているようですけども、そうじゃなくて、あれだけの土地がある中で、紀美野町では住宅施策の中に540万円かの地代を払ってますね。478万7,530円、そのうち美里が30万円ほどあるわけなんですけど、あとは全部住宅に対しての地代を払っておる中で、考え方によったら、今の旧住宅の中に、皆さん、お年寄りの方を一括に近くに集まってもらうとか、そういうこともあろうかと思えます。あとのことについては、改修できるやつは改修して、若

者を入れるとか、そういう何か大きなビジョンを持っていかないと、若者はなかなか入ってこないと思うんですね。

現実には、海南とかこの近辺の人らも、紀美野町に若者が住みたいけども、住むところがないんやと、こういう御意見を結構聞きます。

やはりこれから何年計画ということで、10年計画でやっている中で、4年経過してるとやとということで、何ら変わってないように思うし、それはやっぱり財産管理をされている企画管財課長、課の中で、職員が優秀なスタッフもおりますし、そこらを何年か契約でこういう施設を建てかえをして、若者を取り寄せたいんやということを課の中で議論をして、最終的にこういう形でいきたいということであれば、これは町長に進言して、やりたいよという御意見を持っていけば、何とか町の一つの活性化になろうかと、こういうふうに思います。

非常に老朽化もしている中で、私も行きましたけども、八十幾つのおばちゃんとかおっちゃんがいて、一人だけどうしてもここでいてたいんやと。こういうところは幾つもあるんでなしに、ぽつぽつとあって、一つのところにその人らが住んでいただいて、あとは古いやつを潰して建てかえするのか、改修するのか、いろいろそういう施策を考えていくことが、今後10年間ぐらいの中で、きっちり10年間のうちにこういうことをやりますという、さっき文面でしか何したけど、こういう計画があるんで、これに基づいてやってますじゃなくて、現実にはそういうような形が、今、出てるわけですね。そこら、再度、企画管財課長にお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 小椋議員の御質問に回答したいと思います。

確かに議員おっしゃられるように、現在の公営住宅につきましては老朽化も進んでおり、高齢化もしているということもございます。そこで住みたいという方の御希望もかなり多いのも現実ではございます。新たにといいますか、その方々を一つとか二つの場所にまとめてといいますか、一緒に住んでいただくということも検討はしているんですけども、やはり住んでいる方の御意向というか、そういう方々は、先ほども議員おっしゃられましたように、そこから離れたくないという意見も多数聞いてございます。ただ、そういう点在しているところを集約するという施策もやっぱりちょっと課のほうでも考えてはおるんですけど、あとそれと新しい住宅を建設するというのもしていかないけないという状況にはなってきているんですけども、用地の面とかいろんなことを勘案し

まして、課の中で検討はしているんですけども、なかなか進めない状況ということにはなっております。

ただ、今後、平成31年度で、再度、本腰を入れて検討はしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 再度、本腰を入れるということです。検討すると。なかなかこういう行政用語では検討するということはやらないという、私はそういうように理解しているんですけども、公営住宅の入居の実態を、平成28年の資料の中に、これで見ると、結構、吉野第1団地、吉野第2団地ということで、10区画あるうちで6世帯しか入ってない。吉野第2団地で4世帯のところを2軒しかない。下佐々第3団地では、7戸あって4世帯しか入ってない。こういう中で、非常に悪いのは下佐々第4団地で、15戸入るところが5世帯しか入ってなく、入居率が33%と。非常に高齢化に伴うものでこうなっているんだと思いますけど、あとは入居をさせないという意向もあるようでございますけど、この入居をさせないということは、どこかにそういう若い者が住む方法も、それも踏まえてことしからやるということなんやけども、実際、海南鋼管団地の上の新しい団地、そしてまた下佐々のわかば団地なんかは100%若い者が入っていて、100%の稼働率がある。こういうものをつくっていかないと、なかなか若い人が来ないと思う。地代のこともありますけども、十分耐震補強ができるのであれば、改修をして、リフォームして、若い人らが入れるようにする。

福井団地なんかも何年か前に新しくできて、本当に快適でいい住宅だなと私は思う。これも100%入っておりますけども。

ちょっと別の角度からお話をさせていただきたいと思うんですけども、私、当選して間なしに、長野県の下条村という村があるんですけども、ここに研修に行かせていただきました。それは村で、本当に1,500人とか1,600人ぐらいの小さい村だったんですけども、これはテレビでかなり放映されまして、それはここの地区で言うと海南市と紀美野町ぐらいの距離なんですけども、その飯田市というところは結構住むところが高くて、しかしながら働くところが結構ある。だから下条村に関しては家賃も安いということで、その当時の村長さんの考えで、若者をうちへ来てもらうのには、若者集合住宅を補助金なしで一般財源で建てて、低金利で家賃も設定してやりたいということで、結構、今でもこういう大きな、ちょうど海南鋼管団地と下佐々のわかば団地のああ

というようなやつを、幾つも、年々、そういうような建てかえをしていて、この施策の中に、ちょっと読み上げさせてもらいますけど、若者集合住宅、自主財源で賃貸住宅を建てかえ、下条村では若者を対象に入居者がふえてまいりました。入居条件として、子供がいるか、これから結婚する若者を限定に、消防団への加入や、村の行事に参加も条件に加えました。その結果、村が考える理想の若者が居住するようになり、村や地域の活性化を始めていますと。将来的には下条村に残ってもらいたい。地元住民と一緒にまちづくりに参加し、地域活動をともにしながら、地域に根づいてもらえるような仕組みをつくり、今後も推進していきますという、このホームページの中に載っているわけですが、まさしく、これが本当の町の行く末の考え、若者が来られるような一つの施策だと私は思っています。

もちろん、行政の方々に関しては一生懸命金の出どころを探っておって、新しい改革をするのはわかっているんですけども、たまたまこれを補助金事業ですると、家賃の低所得者の考えがあって、所得に応じて家賃が違うということがありますが、どこかで若い人がこの町に来てもらえるという政策をしていかないと、どんどんどんどん急激にこの町が衰退をしていくと、こういうふう思うところである。

いろいろ話の中にも、今回も消防団も定数がかなり減少してくると、こういうこともありますんで、そういうことも総合的にひっくるめて考えるのが必要ではないかと私は思うわけですが、企画管財課長の再度の答えを聞かせていただけたら。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 今、議員御提言の若者の集合住宅でこういう形もあるのではないかとということでございます。

確かに公営住宅というものにつきましては、議員おっしゃられるとおり、取得制限とかがございまして、入る方、若者向けということの限定はなかなか難しいという部分がありますので、公営住宅は公営住宅として低所得者のための住宅でありますので、それは法にのっとりまして、改修なり建てかえというのは進めていかなければならないとは思ってございます。

それとプラスして、今、言われたような若者向けの集合住宅という形も課としてはそういうのも考えてはおるんですけども、やはり先ほど言われましたように、財源の問題であるとか、そういうこともございますので、ただ、その辺はそういう制約のない若者向けの住宅というものの整備も考えてはございますけども、課としてはちょっとその辺

も総合的に含めまして、それも検討していきたいなどは考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 考えることは何ぼも考えます。私らでも考えます。やっぱり課長という一つの企画管財、財産管理を全て任されている以上は、この町の財政をどないするかということ、施設をいかにつくっていくかというのは、課長もしくは優秀な職員さんに背負われてやっている以上は、何か計画して、私らはこんなんやりたいということ、町長に進言をできる課長になってほしいなと、こういうふうに思います。

もちろん非常に地代が高くついているわけですね。しかしながら、契約年数もあるのはわかってます。その中に高齢者も何とかここへいてたいよということも私もわかってます。ただ、例えて言うならば、下佐々に幾つもある中でも、ぼつんぼつんと1人、2人いる。だから1戸に入ってもらって、ほかを改修する。せっかくかなり地代を払っているわけですから、これも踏まえてそういう前向きな考え方を、1カ所に寄せて、古いやつを潰して改修するのか、全然違う場所を選択して、そこへ若者が入っていく、そういう施策をとっていくのかというのは、今後の何年間の計画の中でやっていかないと、これも10年計画でやっていて、4年過ぎているということですから、その旨、ずっとずっとある計画を立てて、何年後にはこれをやりますよという政策をこの町でやっていかないと、なかなかそんなにできるものではないと思います。

今回、執行部から提案が出ていた新神原団地、非常にいい建物です。これは若い人が住んでとどまってくれる、こういうことですから、これもほんまに古い住宅には、平、吉見のほうでも昭和五十何年に一階建てのあの中に、何人かしか住まわれてない。それも踏まえて改築するとか、改修したら、こんなん入れるよとか、そういうような考え方を、前向きな考え方をなぜできないかなと、こう思うわけですが、担当課長、もう一遍、説明。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 前向きな考え方はしているつもりではおるんですけども、現実的にやはり用地の問題であるとか、そういった部分もございまして、なかなか場所の特定といいますか、そういうことも含めて、それをやること自体はもちろんやっていかなあかんというのは我々も十分認識はしておるんですけども、といっても、なかなか人口減少がとまらないということで、そうことはやっていかなあかんというの

はもちろん認識はしてございますので、今後といいますか、早急にその辺も含めまして総合的に検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 早急に検討していくということですけども、先ほど例を挙げて下条村のことも、私らも行って、現実には若い子らが、やっぱり活気があるんで、学校の近く、庁舎の近くにほとんどそういう住宅を建てて住まれてて、庁舎の近くで、いつも町長が子供は町の宝やということで一生懸命政策に取り組んでくれてますけども、これも含めて、これは住むところがないからなかなか来てくれないと。ここはすばらしい、この紀美野町は水もきれい、空もきれい、教育に関しても教育長が一生懸命政策に取り組んで非常にすばらしい、私自身は誇れる町だと私は思ってます。

担当部局の中ではこれが一番ネックになっていると思うんで、優秀な職員とともに、担当課長が先頭になって、一つの計画をして町長に答申するというのが、これは一番すばらしいことだと思うんです。再度、聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 課一体となっているいろんなことを検討しながら、また、うちでそういう計画というものを来年つくっていくわけなんですけども、それを踏まえてこういう形でいきたいというものを出して、町長のほうと相談しながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 課長のほうから課一丸となって、町営住宅並びに人口増につながる、一生懸命して、町長に答申をしていきたいという話ですけども、町長は課長から答申されたら、町長も、多分、町営住宅に対しての考え方というのはあるんですけども、それも含めて課長からそういうふうにおっしゃってくれたんで、今後の町営住宅並びに人口増につながる、一つ、Iターン、Uターンも、私、一応は入ってるんで、そこらも含めて町長の考え方をお聞きしたいと。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） ただいま議員からありがたい御提言、また、御指導いただいたことと思います。

やはり全体的な政策、これにつきましては私の責任でございまして、各課長から提言

を受けて、そしてそれを総合的にまとめていくというのは私の仕事です。

そんな中で、ただいま公営住宅と、それから若者定住者の住宅ということで大きく二つには分かれます。

そんな中で、公営住宅につきましては、皆さん方御承知のとおり、この町内では138もの公営住宅があります。これは非常に県下の言いましても大変多い。他の市町村よりも多い戸数が建設されていると。そしてまた敷地においても、借地をしながらこうした建設をされたという過去の経過がございます。

そんな中で、今、我々が考えておりますのは、やはり公営住宅は公営住宅として、そして古いものから新しく建てかえていこう。そうした中で、今回は新神原団地、ここの建設と、それからその団地、これの開発をこれから計画をしていこうということで、今議会の上程をいたしておるところでございます。

これにつきましては、議員も御承知のとおり、やはり公営住宅となりましたら収入額が関係してきます。したがって、若者だけ入れられるかということ、そうではないです。やはり万人に応募をしていただいて、そしてその中から抽せんで入っていただくと、こういう格好になります。

したがって、私が、今、考えておりますのは、やはり議員おっしゃるとおり、若者の定住政策の中の一環として、こうしたワンルームマンション的な住宅を団地の中へ建設をしていきたいというまだ意向がございます。これと、それから分譲地的な計画も入れて、そしてこれから総合的な新神原地域の発展を期していきたい、そうした思いで今議会にその計画を上げるべく委託料を上げておるところでございます。

そうした中で、やはりこの若者の定住、この住宅につきましては、公営住宅じゃなしに、何とか若者だけを、若者だけといたら悪いんですけど、多くの若者を受け入れていきたい、そうした意向から、ワンルーム的な住宅はかなわないのかなということで、現在、検討中でございます。

そんな中で、やはり片やで公営住宅を新しく建てかえ、そして皆さん方によい環境の中で住んでいただきたい。そうした思いから、今回、神原団地、この中の住人の皆さん方を新しい新神原団地の中へ入っていただくと、転居をしていただく、そうした作業をしながら、一方では、新しい住宅を使っていただくような、そうした皆さん方を公募をしていく。そうしたことから9戸、現在、建設中でございます。それをこれからも続けていきたい。

したがいまして、政策としては、やはり公営住宅は公営住宅の建てかえ計画、そしてまた、若者定住につきましては、若者定住施策の中の一環としてやっていくという、この二本立てで私どもはやっていきたい、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 10番、小椋孝一君。

○10番（小椋孝一君） 町長のお話も聞かせていただき、思いがわかりました。

公営住宅に関しては、もちろんそれも施策の中でやっていかななくてはいけないというのは、それはわかります。

若者定住ですけれども、先ほど、私、下条村の住宅施策のほうを紹介させていただいたんですけれども、これは一般財源から、国からの補助金を使わずして、一般財源は結構まだ余裕があると思うんですけれども、これは私が思っているだけで、町長がどうなされるかは、私は一つの課題だと思う。そういうことをしながらやっていくことによって、若者を呼び込める、こういうことが私はできると思うんです。ただ、地代との相互性もあるし、新しく住宅用の土地を新設されるのか、また今のところを潰して建てかえて住宅をやるのか、それは執行部のやり方と思うんですけれども、これ、計画性、何年間の間に1棟、10棟、20棟まで計画するよというきっちりした、夢じゃなくて、そういう計画性を持って、担当課長からもそういう御提言があったときにですけれども、即座、執行部の関係の皆さんも前向きに進むということが非常に大事ではないかと、こういうように思います。

これ以上言うとしつこいなと言われるかも知れませんが、この4月に選挙戦があつて、新しい議員さんも出てこられると思いますけれども、そのときは、この議会の中に常任委員会という一つの委員会がございます。そこに私の言ったことを提言させていただきたいと思うわけですが、その中で、常任委員会では計画、研究成果という項目があつて、また、何も進んでなかったら、これを一遍ちょっと常任委員会でもんで、町へ進言してよというような形も議会としては持てると思いますので、そこらを十分、町長の任期もありますけれども、それに対して、それまでやっぱり何とか1戸でも二つでも住宅を建てるような計画を切に希望をして、私の質問を終わります。ひとつよろしくお願ひします。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、小椋議員の一般質問が終わりました。

続いて、4番、町田富枝子君の一般質問を許可します。

(4番 町田富枝子君 登壇)

○4番(町田富枝子君) おはようございます。私も今回で最後の質問となりますが、どうかよろしくお願いたします。

私のほうからは、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点目ですが、チャイルドシート購入補助金についてでございます。

紀美野町では子育て支援が大変充実していて、子育てがしやすい環境にあると感謝しております。紀美野町では福祉協議会でチャイルドシートやベビーカーの貸し出し事業を実施していますが、現在の利用状況をお伺いたします。

そしてまた、貸し出し事業も大変ありがたいことなのですが、こういった用品はどんどん使い勝手がよくなり、改良されていくものであると考えるので、購入時に補助をするという考えがないかお伺いたします。

2点目です。読書手帳についてお伺いたします。

以前も質問させていただきましたが、再度、お伺いたします。

若者の文字・活字離れや読書離れが課題になっています。文科省が平成28年度に委託した調査結果によると、1カ月間に1冊の本も読んでいない子供の割合は、小学5年生が8.0%、それに対して中学2年生は18.9%、高校2年生に至っては35.7%だったという結果が報告されています。

読書は新しい知識や情報が得られるだけではなく、創造力や空想力を養い、感性を豊かにします。小さいときから読んだ本を読書手帳などに書きとどめることによって読書への関心が高まり、持続していくことにつながるのではないかと思います。

読書手帳はそれぞれの年代にふさわしいデザインを施し、子供から大人まで使えるようにしてはと思いますが、町の考えをお伺いたします。

3点目ですが、議会見学会についてお伺いたします。

平成29年4月に、下神野小学校の6年生が議会を見学してくださいました。また、それに引き続き、ことし2月にも下神野小学校の6年生、小川小学校の5・6年生が議会を訪れ、議会についていろいろ勉強してくださいました。

子供たちは事前にこの議会についての質問を提出し、それに答える形で実施をしたわけですが、その後、子供たちから、もし自分が議員になったら何をしたいかについて発表がありました。紀美野町の将来について考えるきっかけとなるこのような議会見学会

を紀美野町の全小学校で、野上小学校がまだ参加されていないんですが、全小学校で実施していただきたいと考えますが、それについて町の考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、町田君の質問に対する当局の答弁を求めます。
保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) おはようございます。

私のほうからは、町田議員1番目のチャイルドシート購入補助金についてお答えいたします。

まず初めに、紀美野町社会福祉協議会に聞き取りをしたところ、有料幼児用品等の貸し出し事業として、チャイルドシート、三輪車、ベビーベッド、ベビーカー、歩行器、ローチェアの貸し出しが行われております。

現在保有するチャイルドシート10台、ベビーカー5台は、町内に住所を有する満6歳までの幼児の育成を目的とする希望者に貸し出しを行っております。

現在、貸し出し状況につきましては、チャイルドシートが平成27年度1台、平成28年度1台、平成29年度2台の貸し出しで、現在は貸し出しのない状況であり、ベビーカーにつきましても、過去3年間貸し出しのない状況です。

購入時の補助についての御質問ですが、過去には、合併前の旧町それぞれにおいて、チャイルドシートの購入費のうち1万円を補助しておりました。これは、道路交通法が平成12年4月から改正され、チャイルドシートの着用が義務づけられ、着用が定着するまで5年間をめどに補助してきましたが、補助目的がある程度達したということで、合併前の旧町において廃止となりました。

さて、県内では、現在、30市町村のうち9町がチャイルドシートの購入補助を行っています。また、ベビーカーにつきましては、1町が購入補助を行っています。議員御指摘のとおり、それらの用品は年々改良されており、リサイクルを嫌がる方も中にはいらっしゃると思います。若い御夫婦にとって、チャイルドシートやベビーカー購入の負担は大きく、また、子供の大切な命を守ることに直接つながるため、他市町村の状況も含め、また、全体的な子育て支援を勘案し、前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) おはようございます。

町田議員の二つ目の質問、読書手帳についてお答えをさせていただきます。

本町でも読書離れが課題となっております。しかしながら、読書の有用性は町内小中学校及びこども園、保育所でも認識しており、それぞれの実態に合った独自の取り組みを展開しております。

野上小学校や下神野小学校、野上中学校では、移動書架を活用し、また、美里中学校では、玄関脇の交流スペースに書架を設置しており、図書室まで行かなくても、教室を出ればすぐ本を手にとれる環境づくりをしております。

また、小川小学校では、毎月「のいちごの会」に来ていただき、読み語りを行っています。ほかにも野上中学校ではビブリオバトルに取り組み、美里中学校では、読書を通して家族間のコミュニケーションをより深める家読(うちどく)に取り組んでいます。

また、保健福祉課では、赤ちゃんがおなかの中にいるころから小中学校期の読書まで、子供たちやその保護者が読んだ本の記録を残しておけるよう、本との出会いファイルを妊娠中の方から中学校3年生まで配布を行ってきたところです。

町田議員御提言の読書手帳をそれぞれの年代にふさわしいデザインを施し、子供から大人まで利用できないかということでございますが、妊娠期から中学卒業まで本との出会いファイルをベースにそれぞれが工夫を凝らし、切れ目なく読書にいそしむ環境づくりに取り組んでいます。現在の本との出会いファイルの利用を大人まで拡大することは、その有用性について明らかに高いものとは考えにくいため、現在のところ拡大は考えておりませんので、御了承願いたいと思います。

続きまして、町田議員の三つ目の質問、議会見学についてお答えさせていただきます。

昨年度は下神野小学校、本年度は下神野小学校と小川小学校が議会見学会を行いました。その中で、子供たちは政治への関心を高め、学習への意欲も高まったと聞いております。また、紀美野町ってどんな町、もしあなたが議員になったらどんな町にしたいという質問について、一人一人が考えることで、紀美野町の将来や、そういった町民の願いを実現していくために、議会がどんな役割を果たしているのかについて学習を深めることができました。

本年度、見学を行った小学校2校については、今後、継続して行うことを前向きに検討していきたいと聞いております。また、本年度行えなかった野上小学校につきましても、来年度からの実施に向け検討していきたいと聞いております。

教育委員会としましては、学習の貴重な機会であると考えておりますので、これからも町校長会などを通し、各学校へ呼びかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(美野勝男君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

4番、町田富枝子君。

○4番(町田富枝子君) チャイルドシート購入補助金についてからお伺いいたします。

今、課長のほうから大変前向きに考えるという答弁をいただき、感謝をしております。出生届を出したときに、紀美野町の社会福祉協議会の貸し出しの案内というのはないのでしょうか。ないと思います。自分のところのことに関して申しわけないんですが、娘が今度出生届を出したときに、こんなはなかったということで、でもこういうふうな貸し出し事業はたしか聞いたことあるでとって、一度、見に行かせていただいたということがあるんですが、先ほども言いましたように、なかなか子育てにはいろいろ交通法も変わってきて、チャイルドシートの義務づけとかで、いろんなことですごくお金がかかるんですね。そういうことで、先ほども言ったことなんですが、どんどん使い勝手がよくなっている。そういうことで、購入時に補助をしていただけたらいいなということを考えています。それは課長のほうから大変いい前向きな返事をいただいたので、期待をしたいと思います。

まず、出生届を提出したときに、社会福祉協議会でこういうふうな貸し出しがあるよという案内はしてないのかお伺いいたします。

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) お答えいたします。

ちょっと確認しないとはっきり言えないんですけども、直接保健福祉課へ妊娠届に見えたときは、いろんな制度の説明はさせていただいているんですけども、社会福祉協議会の分については、ちょっとお伝えはしてないようには思っております。今のところ、そういう理解をしています。

それと御指摘のとおり、借りたいというお声もあるかと思しますので、今後、必ずそこでも説明を入れさせていただきたいと思えます。ただ、これにつきましては町の事業ではなくて、社会福祉協議会の事業となりますので、詳細についてはそちらで聞いていただくような形にはなるかと思うんですけども、そのように対応させていただきたいと思えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） じゃあ、1番目のはそれでよろしくをお願いいたします。

2点目の読書手帳についてなんですが、平成27年11月28日に町民大学講座というのがあって、こういうふうな資料が出てきまして、子どもは町の宝物事業という、この中でいろいろ本との出会いファイルであるとか書かれております。ここに載っている特に大切にしたいことということの中に読書習慣というのがあります。今、教育次長のほうからお伺いした中で、そういうふうな環境づくりは本当に一生懸命してくださっていると思うんです。いろいろ野上小学校では移動書架であるとか、小川小学校ではのいちごの会とか、本当に小さい子供たちにも読み聞かせがあつたりとか、いろんな取り組みはされていると思えます。

前回、お伺いしたときには、読書通帳ということでお話をさせてもらったと思うんですが、それは都市部のほうでは機械を使って、本を借りたときに銀行の通帳にそういうふうにした本がどんどん印字されていくということで、それを持って、子供たちがたまっていくのが楽しみという、そういうふうなこともあつたんですけど、そういうふうな機械を購入するということになると、とてもそういうたいそうなことは費用もかかってくるしできないと思うんですが、この出会いファイルというのは、やっぱりお母さんがそれを持って、そしてそこへ記入して行ってあげるんやと思うんですが、物心ついたときというか、保育所であるとか、小学生であるとかといたら、そういうふうな手帳を自分が持って、この本読んだ、あの本読んだという題名を書き込めるようにして、それがいっぱいになったら、また学校でみんなほめてあげるとか、そういうふうなことをして、ちょっとでも子供たちが読書に喜んで取り組めるかというので、そういうふうにお金のかからない読書手帳というのはたくさんほかの市町村でもやられていることだと思うんです。だからそんなに難しく考えなくても、子供たちが保育所、小学校から、そういうふうなくせというのか、読書について、そういうふうにした読書手帳に書き込んで、このぐらい読んだという目に見えるような形をとって行って、読書する習慣がつければ

いいなと、そのように私は考えているわけです。だから、小学生の低学年は小学生の低学年なりのそういうふうなデザインというか表紙を考えてあげてということで、小学校、中学校、高校、また大人になってでもそういうふうな読書手帳が役場へ行ったらもらえるということになれば、皆さん、一生を通してこれだけの本を読んだよという、そういうふうな形になるのではないかと、そのように考えますので、読書手帳についても一度お伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 町田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

読書の環境、読書の習慣づけのために、町田議員御提言の通帳、読書手帳というのは非常に大切な意義があると考えております。現在、保健福祉課で配布しております本との出会いファイルというのがありまして、その中には、御自身で、もちろんお子様が小さいときには親御さんの方に書いていただく。ある程度、字が書けるようになれば、自分でも書けるような、本の名前であったり、いつ借りたとかという、何歳のときに読みましたというような形で記録を残れるような形のものでございますので、そちらを活用しながら今後とも進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思
います。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 1冊の手帳ですよね。そんなたいそうなことでなくても、そういうふうなのがあれば、本当に子供たちは、小学校からでもいいんですが、そういうふう
に自分で書けるようになって、記録を残せるということがすごく効果があるのではないかなと思
うんですが、それはどうでしょうか、もう一度。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほども同じことの繰り返しにはなるんですが、新たな読書通帳ということではなくて、今の本との出会いファイルを引き続き使いながら、読書の習慣づけのきっかけということで、今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思
います。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 議会見学会についてお伺いいたします。

これはことしも下神野小学校、そして小川小学校の6年生が議会を訪れてくれて、本当にいろいろ子供たちも最初は恥ずかしそうにしていたんですが、先生の勧めもあって、

何か質問ないかといったら、本当にいろんなことを質問してくださいました。だからこういう機会を本当に持っていただけたら、子供たちもやっぱり小さいときからそういうふうな議会についてとか、町の将来のことについて考えるということが本当に大事なことであると思うんです。これからの紀美野町を担っていくのは、こういう今現在の小学生であるとか子供さんたちであるので、本当にこれからの紀美野町を託せるのは今の子供さんたちであると考えます。

この議会見学会についても、先ほど答弁してくださったように、来年は野上小学校も入ってということでお聞きしたので安心しているところですが、今後もずっとこういうふうな子供たちに継続して考えていただけるような施策をこれからもどうかよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 町田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

教育委員会としましても、学習の貴重な機会と捉えてございます。今年度、たまたま野上小学校のほうが出来できなかったという状況ではありますが、3校とも選挙と政治の参加意識とか、そういうふうな学習の狙い等もありまして、そういうところも押さえながら、今後、引き続き議会見学会を実施していけるよう働きかけをしたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、町田議員の一般質問が終わりました。

続いて、3番、七良浴 光君の一般質問を許可します。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） 私から2点お願いしたいと思います。

1点目、神原団地及び神野保育所の移転に伴う跡地利用についてということで、先般の町長の行政報告の中で、神原団地及び神野保育所の移転に伴い、跡地の活用も考えてまいりますとの話がありましたが、具体的な考えを企画管財課長よりお聞かせ願いたいと思います。

2点目ですが、本年4月末からの10連休の対応についてということで、新聞紙上にもいろいろと掲載されております、本年4月末から5月上旬にかけて10連休となることとなりますが、こども園及び神野保育所の開設予定について保健福祉課長にお伺い

たしたいと思います。

以上、2点です。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、私からは、七良浴議員の1番目の、神原団地及び神野保育所を移転することに伴う跡地利用についての御質問にお答えいたします。

現在、新神原団地の整備につきましては、今年の台風21号の影響により5月末の竣工予定となっております。

また、神野保育所の移転につきましては、平成32年2月ごろの工事完成を目指して進めているところでございます。

これらの事業が完了した後は、両箇所合わせて約5,500平方メートルの跡地ができることとなります。

また、人口減少問題は本町においても切実な課題であり、さまざまな取り組みを行っておりますが、人口減少を抑えるため、今後、さらに取り組みの拡大を行っていく必要があると考えてございます。

そこで、神原団地及び神野保育所を移転することに伴う跡地の活用につきましては、地域の活性化並びに定住促進を図るために有効に活用してまいりたいと考えてございます。有効活用できるよう、平成31年度から検討してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 私のほうからは、七良浴議員の二つ目の御質問、本年4月末から10連休の対応についてをお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本年4月27日土曜日から5月6日振りかえ休日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10連続の休日となりますが、本町では土曜日を希望保育可能としておりますので、27日以外で最大9連休となります。

さて、本年2月22日に内閣府及び厚生労働省より、今般の10連休における対応の基本的な考え方が通知されたところから、通常の休日等よりも多くの一時的な保育ニーズが生じる可能性があることから、地域の実情に応じて必要な保育ニーズを充足できるような対応を図りたいとしています。現段階では具体的な方針の決定には至っておりませんが、今回の休日の趣旨を踏まえた上で、近隣市町の対応等も確認しつつ、町内の保育ニーズの把握により早急に対応したいと考えております。

また、対応を決定いたしました後は、いずれにいたしましても、広く情報が行き渡るよう、紀美野こども園及び神野保育所を通じて周知を行うほか、ホームページ等での周知を行いたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

3番、七良裕君。

○3番（七良裕 光君） 先ほど企画管財課長から旧神原団地の跡地と神野保育所の跡地の合計が5,500平方メートルになるというお話でありました。

そんな中で、今後は定住促進施策として考えていきたいというお話であったかと思いますが、そんな考えでおるということは、先ほど町長から話のありました若者定住施策に鑑みた分譲地としての対応も含まれているのか否か、そういうものが含まれておって、本年、当初予算の企画費の委託料として神原開発基本構想業務委託料161万7,000円を計上されておるのかを含めて、全体開発の構想について、再度、伺いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この計画につきまして、宅地分譲が含まれているのかということですが、もちろん宅地分譲も含めての計画を考えてございます。まだ具体的にどうするというのは今後の話なんです、宅地分譲という手法ももちろん考えてございます。

当初予算に計上させていただいております委託料につきましても、その中でこういうことも含め全体的に検討をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） 宅地分譲も含めて考えておるという答弁でありましたが、

全体を全て宅地分譲として考えておるわけではないように聞こえてきたんですが、そのほかの跡地利用の計画を聞かせていただきたいと思います、企画管財課長。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 宅地分譲のその後の計画ということなんですが、例えを申しますと、定住を希望される方や移住をされてくる方で、単身の方から数名の家族が住むことのできる定住促進住宅の整備というのも考えられるかとは思いますが。ただ、現時点でそれをするかということは、まだもちろん決まってはございませんが、そういうこともありますし、現段階で神野保育所の建物というものを貸しオフィスにするとか、そういった問い合わせ等がございますのも事実です。それらを含めまして総合的に計画を進めていきたいなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） ただいま定住促進住宅という明確なお話があったわけですが、そういう場合には、昨年平成30年度、また、本年31年度、企画費の中に計上している定住促進補助金は減額される計画であるのか、もしくは定住促進補助金の一部もそういった定住促進住宅を希望する人への補助金として対応する考えがあるのか、明確なお答えを企画管財課長からお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいま企画管財課のほうでしております定住促進補助金というものがございます。これにつきましては、町外から来られる方、それから町内に住まわれている方で住宅を新築とか改築をされる方に対する補助金でございますので、今のこの住宅に入ることにしましては、現時点ではその定住補助金については該当はしないということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 定住促進にこだわって申しわけないんですが、そうすれば、宅地分譲で町外から当町に居住していただけるという方が宅地分譲を申し込んで、運よくその土地が抽せんで当たったというようなことになった場合には、定住促進補助金は該当するのですか、しないのですか、企画管財課長、お願いします。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 済みません、私の答弁がちょっと曖昧で申しわけ

ございません。今、言われたように、宅地分譲につきましては、この定住促進補助金は該当するものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 跡地利用については最後にしたいと思いますので、最後、町長からこの跡地利用の全体開発の構想についてお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど、小椋議員の質問の中でもちょっと重複する部分が多かったと思うんですが、やはり新神原団地、これにつきましては、現在、公営住宅を建てております。そして、その公営住宅に、現在、横の町営住宅に入っておられる方が移設される。そして残りの4戸につきましては募集をしていくというふうな計画をいたしております。

そして、その後、新神原団地のほうへ移られた後の跡地、先ほど課長が申し上げましたが、5,500平米という中で、やはりこれを開発していく、そうした計画を立てております。

ただ、具体的な計画となりますと、今議会に上程をいたしておりますように、委託料として、これから図面を描き検討していくということでございますが、私の構想の中では、やはり定住促進住宅を建て、そして一部宅地の分譲と。そして、実は先ほど課長の口からも答弁の中でも申し上げたんですが、今、神野保育所跡、これを何とか再利用できないかというふうな検討もあわせてしてます。といいますのは、皆さん、御承知のとおり、廃校の後やらそうしたことで再利用し、地元の活性化の一環となればというふうな考えもございますので、そこもあわせてこれを検討していきたい、そのように考えておるところでございますので、一応、私の構想としてはそういうことでございます。皆さん方と、今後、相談しながら、やはり検討していきたい、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） くだいようですが、先ほど小椋議員からも申し上げたとおり、検討ということですので、また結果のほうを期待して待っております。

続いて、10連休のことでございます。

先ほど保健福祉課長から、国からの通達の中で、一時保育のニーズについては、それぞれの地域性を考えて対応するよという文章があったということですが、具体的に土曜日の希望保育以外でどれぐらいの臨時的な保育を考えていただいているのか、また、そのことについて保護者からの意見を聴取した経過があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） お答えいたします。

どれだけを、今、検討しているかという御質問につきましては、今回の10連休の趣旨からしまして、具体的ではないんですけども、考えておるのは、4月30日と5月2日が、今回、5月1日の天皇の即位の日がなければ休日になってないということで、考えるのは、その日程かなとは考えております。

また、それを、今、検討中なんですけども、保護者からの御意見というのはまだ調査もさせていただいておりませんし、保護者の方からの御相談も今はお伺いしていないというような状況です。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 3番、七良裕 光君。

○3番（七良裕 光君） 小椋議員の質問ともダブる部分があるんですが、私も定住促進とか移住・定住とかという絡みで先ほどの質問もあったわけですが、そうやって夫婦がともに働いているという世帯で、他の市町村から当町に移り住んでいる御夫婦さんにとっては、やはり子供の保育というようなものについては、大変この10日間のことについて頭を悩ませているのではないかなと、このように思います。

最近では、他町村で聞くところによると、やはり夫婦ともに働いている家庭では、不規則な勤務をやられている御家庭では、夫婦それぞれ公休日を考えながら生活をしているというのが実態です。役場の職員さんのように月曜から金曜までというような勤務ではない勤務をやられている人については大変不安な時期になろうかと思うし、休暇を申請するにしても、やはり3月中には勤務先に提出をしないと休暇をとれないというのが現状のようでございますので、できるだけ早く開所できる日を決定して、速やかに全保護者に通知をしてあげることが大事かと思いますが、そのことについて、再度、お伺いします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） お答えいたします。

今、言っていたように、本当に移住・定住を促進している我が町にとりましては、先ほど申し上げたように、地域の実情という点では必要ではないかと、今のところ、事務局では考えております。

先ほども言っていたように、お休みの都合というのは、4月の末ということであれば3月中旬には正式な方向をお示しして、保護者の方に速やかに通知するような形で、前向きには、今、検討中なんですけども、その辺を御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 3月中に保護者の方が勤務先へ休暇願いを出せるような時期に通知をしてあげてほしいと、このように思いますので、その点、答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） ちょっと説明が不十分だったかと思います。3月中ごろにはお示しできるような方向で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、七良浴議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時21分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時36分）

○議長（美野勝男君） 続いて、6番、西口 優君の質問を許可します。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） 同僚議員の質問にも関連した質問がございましたが、私も通告に従って質問いたします。

まず、1点目です。

紀美野町長期総合計画について。

人口減少が計画より早く進んでいます。長期総合計画では、平成33年目標人口として9,100人となっていますが、31年1月末時点で8,899人、高齢化率45.5%となっており、予想をはるかに超えたスピードで人口減少と高齢化が進んでいます。

平成29年3月に策定したばかりですが、人口予測に間違いがあると、全ての長期総合計画に影響が出てくるのではないのか。見直す必要をどのように考えているのか。

2点目です。

紀美野町の将来について。

若者が少なく、限界集落もあちこちで見かけるようになり、近い将来、町の存続にも影響が出てきます。若者が町で生活していける方法を次の世代に引き継いでいくことが必要ですが、町は次の世代に何を残そうとしているのか。

3点目です。

交通弱者について。

町長の行政報告及び議案説明にもありましたが、志賀野診療所を廃止すること。今後は野上厚生病院との連携で対応することですが、現実問題として、診療所にお世話になる人は体力が弱っている人たちです。この人たちが近くの診療所でなく、野上厚生病院まで来るには交通の利便性を考える必要があるのではないのか。

4点目です。

外国人材受け入れの問題点について。

報道では、4月より、賛否のある中で外国人材を受け入れるとされていますが、現実問題として紀美野町でも外国人が働いてくれています。これからはもっと就労者がふえてくると予想されると思いますが、役場窓口での言葉の違いなど、受け入れ体制に問題はないのか。

5点目です。

妊婦健診の自己負担額補助について。

これからの時代、少子化が自治体の存続に大きく影響してきます。大阪市では全ての妊婦さんが安心して安全に出産できるよう支援するため、妊婦健康診査を受けていただく際に委託医療機関・助産所において、大阪市妊婦健康診査受診票を御利用いただくことで、妊婦さんに自己負担がかからないことを目的として、自己負担額を助成すると報じていました。少子化対策は喫緊の課題です。子供を産みやすい環境づくりとして紀美野町でも取り入れることはできないものか。

6点目です。

子育て支援について。

以前にも聞かせていただきましたが、紀美野町の最大の課題は、次の世代を担う子供を育てることであるのは間違いのないところです。お年寄りに介護用品の支給があるのですから、子育て支援の一環として、次の世代を担う乳幼児に紙おむつの現物支給ができないものかと聞いたときの答弁は、県内に支給実績がなく、県外で先進的に行われている実施自治体などの状況を研究してまいりたいと考えておりますとの答えでした。それでも少子高齢化を考えたとき、紀美野町で取り組むべき課題は子育てが最優先であることに間違いはありません。研究結果はどうだったのか。

7点目です。

かしこ池周辺の太陽光発電について。

以前に計画があつて中断されていた太陽光発電が、当初の事業主DMM. comからJR東日本エネルギー株式会社に事業継承並びに内容変更があつたと連絡があり、2月27日PM6時30分よりかしこ荘で説明会がありました。結果として物別れの状態で終わりましたが、29年議会では、檜河池を調整池として利用するには、町に対して法定外公共物の占用等使用許可申請が必要となります。申請には利害関係人として各自治会長の承諾書が必須となっておりますとのことでした。役場は今回の太陽光発電についてどのような対応をしているのか。

8点目です。

水道耐震化について。

報道によると、全国で布設されている主要な水道管のうち、震度6強程度の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率は、2017年度末時点で39.3%と報じられていました。浄水場の耐震化率が約27.9%、配水池は53.3%とのこと。紀美野町のような小規模水道施設はないと思いますが、近いうちに南海地震が想定されている現状を考えますと、不安に思う住民は多いと思われれます。紀美野町水道の耐震化はどうなっているのか。

9点目です。

水道代の被害補填について。

寒い時期、水道管が破裂することがあります。水道が壊れたとき、修理業者が町内なら水道代の被害補填があるが、町外業者に修理をお願いすると、被害補填がないという。

何らかの根拠があると思うのですが、どうなっているのか。

10点目です。

常備消防職員の拡充について。

今回の議案にも消防団員の定数削減条例があります。消防団員の年齢が高くなってきています。町の防災を考えたとき、なくてはならない消防団ですが、このまま高齢化が進んでいくと、消防団員の安全確保にも問題が出てくると思います。今は消防団員に定年制は設けられていませんが、検討する時期が来ているのではないかと。

また、団員の人数が少なくなってくると、さらなる常備消防職員の拡充しかないと思われるが、いかがなものか。

11点目です。

町営住宅の今後について。

神原団地の建てかえが進んできています。この神原団地が建てられたのが昭和45年、46年、47年ですが、これよりも古い町営住宅、吉野団地は昭和41年、42年築となっています。下佐々団地も昭和43年、44年、45年、46年、47年築となっていますが、私は2年前にも町営住宅について質問しています。そのときの町長答弁は、我々はきょう決めて、あしたからするのではなしに、何年か前から、やはり入居者が入らない、入居者数が少なくなってきたところを見込んで建てかえていく、そうした計画的にやっているんですとのことでした。ということは、今後の計画についても進んでいるものと推察するところであります。次の町営住宅建てかえの計画はどうなっているのか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうから西口議員の1番目の紀美野町長期総合計画についての御質問にお答えいたします。

平成29年3月に策定しました第2次紀美野町長期総合計画では、平成33年(2021年)で9,100人を目標人口としており、平成28年に策定した紀美野町人口ビジョンを達成するためには、長期総合計画における目標人口を維持することが求められ

ております。

しかしながら、人口の減少は本町のみならず、和歌山県の人口も予測を上回るペースで進んでいるのが実情でございます。

平成29年3月に策定した当計画の計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間であり、5年が経過した時点で、社会経済情勢や時代潮流の変化に合わせて基本計画を見直すこととしております。

また、平成31年度からは長期総合計画の検証を実施し、計画の基本事業について評価シートを活用した内部評価を行うとともに、長期総合計画審議会委員による外部評価を行うことで、計画の着実な推進を目指していきたいと考えてございます。

さて、議員御指摘の長期総合計画の見直しの必要性でございますが、まずは定住促進施策をさらに推し進めることで人口減少をおくらせることが必要であり、即座に長期総合計画に影響が出てくるとは考えてございません。

また、現時点で計画の見直しを行うのではなく、平成31年度からも計画の検証を実施することで現計画を着実に推進いたします。その上で、計画見直しの必要性が高い基本事業につきましては、平成34年度から平成38年度までの後期計画にその見直し内容を反映することで、社会経済情勢や時代潮流の変化に合わせた施策を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の11番目の町営住宅の今後についての御質問にお答えいたします。

町営住宅の吉野団地及び下佐々団地につきましては、現在、建てかえが進行中である神原団地よりも古い、もしくはほぼ年代を同じくして建設された住宅でございます。

現在、町営住宅につきましては、平成25年3月に策定した紀美野町公営住宅等長寿命化計画に基づきまして公営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現し、修繕・改善並びに新築等を含めコストの縮減を目指すものとされており、おおむね10年間の計画を定め、現在、その計画に準じた執行を進めているところでございます。

また、当計画の策定から約6年が経過し、住宅入居者の変動や老朽化の進行などにより計画見直しの必要性が出てきたことから、平成31年度において当計画の改定を実施する予定でございます。その中で町営住宅の建てかえを含め、修繕及び改善等につきまして、再度、検討していきたいと考えてございます。

さて、議員御指摘の町営住宅の今後の建てかえ計画につきましては、経過年数に応じ

て、吉野団地、下佐々団地並びに動木・平団地の建てかえを優先的に進めていく必要があると考えております。

また、建てかえの必要性があるこれらの団地につきましては、現時点で政策空き家として管理しており、空き室が発生しても、新たな入居者の募集は行わないこととしております。

住宅の建てかえに伴う用地選定に関しましては、現在の入居者を配慮して、生活区域が大きく変わらないような選定を考えております。

団地集約の必要性も含めて、経過年数や用地の確保、費用対効果などを総合的に判断し、地域的な特性や現在の住宅の場所などにより、バランスのとれた建てかえを進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (美野勝男君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) それでは、西口議員の二つ目の、紀美野町の将来についての御質問についてお答えしたいと思います。

現在、日本には限界集落と言われ、消滅の危機を迎えている集落が1万カ所もあると言われております。最近ではそのような地域は危機感を逆手にとって、地域再生、それから地方創生、地域デザインなどさまざまな対策や活動を進めております。当町でも、未来に向けて安全で安心して生活できる町、また、活力と魅力ある地域づくりに取り組んでおります。

紀美野町において、農業を含め農村型ビジネスの展開が多く見られるようになり、休日などにはたくさんのお客さんでにぎわってきています。紀美野町の未来のヒントが少し見えているような気がしております。

紀美野町の問題解決のためには、行政と住民一人一人がともに次の世代に向けて何が必要かなどをしっかりと考え、話し合っていくことが大変重要と考えています。若者にとって魅力ある町、夢が実現する町としていくことを目標としています。未来に向け残していかなければならないものは、空、山、川などのすばらしい自然や、先人たちから受け継いできた歴史や文化など、たくさんのもがあると思います。町としてはこれらのものを次の世代に受け継いでいくとともに、自然や伝統文化、地域行事、地域の特産

物などの活用を進めていくことを積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) 西口議員の3番目の交通弱者についての御質問にお答えいたします。

志賀野診療所を3月末で廃止することに伴い、継続して通院されている方に対する各医院までの通院手段についての御質問かと思えます。

現在、継続して通院されています患者さんの今後につきましては、町の方針を御理解いただき、主治医として状態や治療方針等が個々に異なりますので、個別に相談していただきたい旨、お伝えしてございます。

患者さんの中には、以前より厚生病院において他の診療科も受診されておられることから、家族の介助を受けながら、診療日程を調整して通院される患者さんもいらっしゃいます。また、介護サービスも受けていることから、在宅で訪問診療を希望される患者さんもいらっしゃいます。厚生病院派遣担当医師として柔軟に対応していただいていることから、家族の御理解は得られていると思っております。

以上、簡単でございますが、3番目の交通弱者についての答弁といたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 西口議員の四つ目の外国人材受け入れの問題点についての御質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月14日に公布されました出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されます。国は経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくことを基本に、専門的な技術や知識を持つ外国人労働者を積極的に受け入れるための環境整備を進めることなどを重点課題としています。

当町におきましても、今後は外国人が訪れる機会がふえてくると想定されます。このようなとき、役場の窓口で対応できるのかと心配されての御質問かと思えます。

来られる外国人は生活や業務費に必要な日本語能力を有することとなっておりますし、

受け入れには登録支援機関が職場のサポートはもとより、日常生活の支援も行うことになっていると聞いております。

従来から、申請登録等のため役場の窓口に来られた場合は、サポートされる方が同行されていまして、トラブルもなく対応ができていたところでもあります。今後も同様の対応ができるよう、外国人が窓口に来られた際に、職員誰もが自治体として求められるサービスレベルでの対応ができるよう取り組んでまいりたいと思います。とは申しましても、お一人で来られる場合も当然ありますので、そのようなときは、翻訳アプリを利用し対応してまいりたいと考えてございます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 私のほうからは、西口議員五つ目の御質問、妊婦健診の自己負担補助についてと、六つ目の御質問、子育て支援についてお答えいたします。

五つ目の妊婦健診の自己負担補助についてでございますが、本町では妊婦健診に係る公費負担は、安心安全な出産のために必要とされる受診回数の14回分、22枚の妊婦健康診査受診票、金額にいたしまして9万1,190円を妊娠届け出時に交付しております。

この受診票につきましては、県内の委託医療機関・助産所において使用することができます。また、妊婦健康診査受診票の額を超えて要した妊婦健診の費用につきましては、原則1万円を上限として助成しています。原則と申しましたのは、妊婦健康診査受診票で未使用分があれば、1万円の上限額にその金額分を上乗せできるようにしているためです。

出産後、妊婦健康診査費助成申請書、領収書、支払い証明書、未使用の妊婦健康診査受診票を保健福祉課に持参していただき、上限額の償還払いを行っております。

県外等、委託医療機関等以外で受診された場合も、10万1,190円を上限として償還払いを行っております。

県内では上限額の上乗せについてはまだまだ実施されていない市町村も多い中の対応ですが、今後、上乗せ増額などにつきまして、先進地などの状況を研究していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、六つ目の御質問、子育て支援についてお答えいたします。

議員御指摘の乳幼児の紙おむつにつきましては、現在、助成券という方式で県内に1町のみ実施があります。また、子育て支援施策として、チャイルドシートの補助やごみ袋の補助、出産祝い金などを実施しているところもございます。

今後は、先ほど他の議員の御質問の際にもお答えいたしましたように、子育て支援の個々の対応にとどまらず、全体的な子育て支援を勘案し、前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の七つ目の質問、かしこ池周辺の太陽光発電についてお答えさせていただきます。

去る2月13日に、檜河池周辺の太陽光発電を継承する事業者が企画管財課へ来庁されました。スポーツ公園内の道路の行きどまりの町有地に工事用仮設道路を整備したい。町有地のため使用できないかというものでした。

また、2月19日、事業推進目的会社、事業参画会社が町長室を訪れ、スポーツ公園内の道路の通行の可否について問われたものでした。

スポーツ公園内の道路は、スポーツ公園利用者用の園内道路であり、また、多目的運動広場、多目的人工芝グラウンド外周にはランニングやウォーキングとして利用できる遊歩道もあり、施設は一年中利用できる状況となっております。

また、駐車場についても、満車で、やむを得ず園内道路に駐車していることもあります。施設利用者用の園内道路であり、また、安全性の確保も十分担保できない以上、道路の通行は認められないと事業者へ回答を行ったところです。

現在の対応については以上となりますので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

(水道課長 山本訓永君 登壇)

○水道課長（山本訓永君） 私からは、西口議員御質問の8番目と9番目の質問にお答えいたします。

8番目の御質問、水道耐震化についてでございますが、南海地震が心配される中、水

道施設の耐震化はどのような状況かということでございますが、当町の施設は古いものもあり、施設の耐震化という問題は水道課にとっても大きな課題であることは認識しております。

まず、議員お示しの耐震化率は、厚生労働省が出している上水道のみの数値であり、簡易水道が含まれていない数値であることを御理解賜りたいと思います。簡易水道を合わせた数値は国も正確にはつかんでおらず、公表されておられません。

さて、紀美野町の上水道と簡易水道を合わせた率でございますが、管路については6.6%、浄水場は1.9%、配水池は16.1%となっております。

耐震化の取り組みといたしましては、平成30年度において、下佐々福井間連絡管布設工事で471メートル、吉野松瀬間連絡管布設工事で482メートル、国道370号福田地区の布設工事で82メートル、合わせて1,035メートルの耐震管を布設しております。

また、平成31年度の当初予算に計上させていただいておりますが、31年度では国道370号鎌滝地区と大角地区の布設工事で440メートル、国道370号福田地区の布設工事で100メートル、合わせて540メートルを予定しております。

平成32年度以降につきましては、国道370号国吉中地区の道路改良工事に伴う耐震管の布設工事を進めていく予定でございます。

国道関連の工事が終わり次第、計画的に老朽管の布設がえ工事を行い、管路の耐震化率を上げていきたいと考えております。

また、浄水場の耐震化については、下佐々浄水場は昭和40年代につくられたもので、老朽化も進んでおりますので、更新をできるだけ早い時期に進めていけるように検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

次に、9番目の水道代の被害補填についてでございますが、水道が壊れて漏水したときの水道代の被害補填でございますが、給水条例では減免措置を定めており、適切な管理をする中で漏水があった場合は、推定漏水量の2分の1に相当する金額を還付する措置がございます。

また、修理業者は町指定の給水装置工事事業者と定めており、減免用紙には業者名と印鑑をもらう項目もございます。ホームページにおいても、修理をするときは町の指定給水装置工事事業者に依頼してくださいと載せております。

根拠は、水道法第16条の2第1項において、給水装置工事は政令で定める基準に適合することを確保するために、工事を適切に施工することができる者と認められる者の指定をすることができるとなっております。給水条例においても、給水装置工事は水道法第16条の2第1項の指定をした者が施工するとなっております。

また、指定の申請は法第25条の2第1項において、給水装置工事業を行う者の申請により行う。法第25条の3第1項には、水道事業者は指定の申請が指定要件に適合していると認めるときは指定をしなければならないとなっております。

また、指定給水装置工事業業者になるためには、国家資格である給水装置工事主任技術者試験に合格し、免状の交付を受けた者でなければなりません。

このため、町内で行う給水工事については、水道法により指定給水装置工事業業者と認められた業者が紀美野町に指定業者の申請をし、指定要件に適合していると認められ、町から指定工事業業者証の交付を受けた者が給水装置工事を行うことができることとなります。

議員御質問の、町外業者に修理をお願いした場合でございますが、町外業者であっても、紀美野町の指定業者証の交付を受けた業者であれば、工事や修理をすることに何ら問題はございません。

ただ、給水装置工事業業者の基準を満たしている業者であっても、営業範囲を紀美野町に広げておらず、町指定の給水装置工事業業者となっていない業者においては、町内で工事などを行うことはできません。

以上、答弁とさせていただきます。

(水道課長 山本訓永君 降壇)

○議長(美野勝男君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、私からは常備消防職員の拡充についての御質問に対して御答弁をさせていただきます。

消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のため、果たすべき役割はますます大きくなっているところでございますが、全国的に消防団員数の減少と平均年齢の上昇が進み、消防団員の確保が大変困難となる中、当町も決して例外ではございません。

このような状況下、消防団員の定年制を設けることにつきましては、国から消防団員

確保対策として定年制を設けている場合の定年年齢の引き上げや制度撤廃が示されている中で、消防団員数の減少を助長する可能性があり、当町消防団の実情を鑑みますと、設けるべきではないと考えています。

また、消防団員の安全確保につきましては、県消防学校における各種研修や、当町独自の取り組みとして、消防団員等公務災害補償等共済基金から講師をお招きし、安全管理セミナーや消防団危険予知訓練を行うなど、安全管理教育の徹底を図っているところ です。

さらには、防じんマスク、防じんめがね、対切創手袋、キャップライト、ライフジャケット等、安全装備の充実も並行して進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、消防団員数減少対策としての常備消防職員の拡充についてであります。

以前にも議員から同様の御提案をいただきまして、御説明をさせていただきましたが、消防職員の定数は消防組織法に条例で定めることと明記されています。また、その人員は消防庁告示である消防力の整備指針に定める人員を目標として配置することとされており、消防本部及び署所の管理する消防用自動車を常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員数、通信員、予防要員、総務事務等の執行に必要な職員数を合算し、かつ、勤務体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練等を勘案した数とされています。これらは町の人口との関連性が非常に大きく、消防団員数が減少したからと安易に変更することができないものと理解をしているところです。

つきましては、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、できる限り現有の常備消防力を維持できるよう努めていきたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず、1点目の長期総合計画についての部分ですけど、人口問題というのは、町内全ての長期計画に影響が出る、こういうふうな思うんですよ。定住促進、確かにそれもそれは必要ですけども、必要であってやっている中でも人口が減ってくるという、こういうことは全てに多分影響出てくると思うんです。この影響についてはどういうふうな想定をしているのか。

まず、今はもちろん長期総合計画というのが予想外の減少になっている。これは最初から、計画があくまでも目標かもわからないけども、実情に即してない、実情から離れてくるというのは、最初から計画が甘いのか、それとも目標設定だけになっているのか、その辺がよくわからない。本来は大体近い数字の目標設定ができてなければならんんじゃないかなと思うんやけど、余りにもかけ離れてる。33年の人口目標として9,100人であるのに、31年時点で9,000人を割っているという、こういうふうな目標設定が行われているということについて、どこに原因があったんやろと思うんやけど、まず原因がどこかにあるはずやし、あくまでも計画がある限りはどこかに原因があるんだらうと思うんやけど、その原因は何というふうに捉えて、今後、そういうふう考えたときに、対策はどないするんやろうと、こういうふうなことも含まれてくると思うんやけど、その点についての再度の答弁求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） ただいまの西口議員の質問でございます。

人口は、年々、年間約200人程度減ってきているわけなんですけども、最初の目標設定がどうやったんかなということなんですけど、この長期総合計画を計画した時点では、一応目標人口として平成33年に9,100人ということの目標を掲げてございました。これはその時点でのあくまでも目標設定の数値でございますので、それ以上にやはり現在の人口減少が進んでいるということにはなっております。それは我が町だけでなく、先ほども言いましたように、和歌山県下でも同じような現象が見られることになっております。

とにかく今すぐに計画を見直すのではなしに、やはり今の計画を着実にもっと推進して行って、そして次の計画の見直しの段階で、それを反映してまた計画の変更を行っていきたいと思っております。とりあえず今は今の計画どおりに、もっと中身をちょっとどういうやり方をするかということにつきましては、また吟味することは必要かと思っておりますけども、計画自体は今のところ見直すということは考えてございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の計画は見直さないで、次の計画で反映していくという。確かにそういうことになるんかもわからんねんけど、そしたら、予測よりもはるかに進んで行って紀美野町はどないなるんかいなど、こういうふうに思ってしまうんやけど、

そういうふうな長期総合計画というのは、本来は町としてそういう計画が立って当たり前かなと思うんやけど、それこそ存続に影響してくるといふ、そう考えたときに、これ、私らも将来、紀美野町というのは残っちゃうのかいなど、そういう心配までしてしまうわけでしょ。そういうことを考えたときに、もっと重大な問題じゃないかなと思うんやけど、その点についての答弁、ちょっと求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、まず長期総合計画のこれで書いてるんです。といいますのは、ここに平成31年度から検証をしていくんやと。したがって、一年一年をすることによって見直していくというんでなしに検証していくと、そういう方針を書いております。したがって、2点目の将来像においても、御承知のとおり、将来像はこういう将来像をやりますということを書いてありますんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 時間の関係がありますんで、次へ進みたいと思います。

2点目です。

まず、紀美野町の自然が多いという、それを残していきたい、それは確かにわからんでもないんよ、次の世代へ残していくということについては。自然を残すというのもそれは確かに大事なことやけども、まず若者が町内で食べていけるという、こういうことを考えなかったら、若者が定住していかない。今現在、紀美野町で若い者が食べていけないから、町外へかわってしまうという。高校を卒業したら町外へかわるといふ、これはやっぱり地元で職場がない、働く職場が少ないからそういうふうになるんかなとも思うんですよ。だからやっぱり町内への企業誘致とかということも、こういうふうなことを考えて、職場の創設と、こういうふうなことも必要やし、また、近隣市町への通勤可能な住宅地の提供とかということも必要であろうかと思うんですけど、そういうふうな総合的なことを考えなかったら、若い人が住んでいける、だから住んでいける人のために紀美野町は何を検証して住んでいけるかなと。町内で定住できる方法というのを、そういうふうなまだ多分曖昧な形になっているのか、それとも住んでいけないから町外へ移ってしまうんかなみたいな、何か今のままではだめというのだけはわかってる。今のままではやっぱり若い人らが高校を卒業した時点で町外へかわっていく人が多いという、

これは現実問題としてあります。

だから、やっぱり、今、私たちが次の世代に何かを残していかない限りは定住できないんじゃないかな、こういうふうな心配するんですけど、その点について、何かを残すという部分で、住んでいける何かを残すという形がなかったら、自然を残すのは確かにそれはいいことなんやけど、自然だけで食べてはいけないから、やっぱりそういうふうに住んでいくための何かが必要やし、そんなところではどういう考えを持っているのか、まず町の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の御質問にお答えしたいと思います。

この御質問されている将来に関しましては、全国の市町村が抱えているようなことがうちの町でも起こっていることかと思えます。特効薬がなく、小さな積み重ねを積み重ねていくことが将来において受け継いでいくことにもつながっていくかと思っております。

それで、いろんな若者たちが田舎へ来られている方たちの何例かを申し上げますと、今まで土地でおられる人は田舎では食べていけない。じゃあ食べていけることを都会へ出てやっていきなさいよというような形ですと来たかと思えます。

しかし、今、全国の中での展開というのは、一生一つの仕事をするということも必要ですが、そういう生き方もあると思えますが、いろいろな仕事を組み合わせただけで生活をしていくという形を持っておったり、または農村でできるビジネス、SNSを利用したビジネスとか、またクリエイター、それからコーディネーター、それからいろんなソフト的に活動しているようなビジネスを田舎に持ってきて行われている方たちもおられます。地元には仕事場がないので、田舎に来て何も食べていけないというんじゃないし、今の世の中、大変生活しにくい状況になっているという話も、都会から来られている人にも聞いております。ストレスがたくさんたまっていて、都会は住むところじゃなしに働く場所であるというのを田舎に求めてこられているという話も聞いております。

ほかにもたくさんありますけども、田舎というのは我々が祖先から受け継いできたものをどう残していくかというのが、それぞれの家庭において一人一人が家族と話し合い、また、子供たちと話し合っ、この家を将来どうしていくか、農地をどないしていくか、森林をどないしていくかということを考えて、次の世代に残すための考えを家庭で十分話し合っただけということも大変重要かと思えます。

そのほかにも学校教育の中において、地域の人たちの中において自分たちが将来どういうふうにしていかなければならないかということも考えていただくということも大変必要かと思えます。

行政は全てを担っていくということは大変難しいと思えますけども、地域で住まわれている方たち、または来られた方たちとともに次の世代に残していくもの、または生活していくことをどのようにして考え、現実化していくかということ、本当に今、考えていかなければならない時代となっていると思えます。

将来において考えていくことは、若者が、先ほども申し上げましたけども、魅力のある町、自分の夢が実現する町に近づけるように、紀美野町であれば各課の連携、それから連携というのは福祉、教育、産業、全ての分野で協力し合いながら町民に対してサポートしていくことが重要かと考えております。そんな中で次の世代に紀美野町を残していけるような形に持っていければと考えております。大変難しいことだと思いますけれども、一歩ずつ進んでいくことが大事かと考えております。

西口議員の答弁とさせていただきます。

- 議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。
- 6番（西口 優君） 小さな積み重ねであるとか各課の連携が必要やと、確かにそうだと思うんですよ。だけど、現実問題として、入ってきてくれる若者よりも出ていく人が多いというのは、そこにやっぱり何らかの問題があるわけです。卒業したら出てしまうという、この状態では将来を心配してしまう。だから紀美野町へ来てくれる人が、年間通して1人でもふえてくる、2人でもふえてくると、こういうふうになったら、やっと安心したよと思うけど、今現在としては、現実問題として出ていく人が多いというのは、確かに何らかやっぱりまだ行政の施策に対して足りないところがあるから出ていくんじゃないかなと。それはやることは全部やっている中で出ていくんかもわからんけども、だけどそれが逆転するようにならなかつたら、紀美野町の将来というのは先行きだんだん困ってくる。そういうふうに考えたときに、何らかやっぱり対策が足りないんじゃないかな。することは全部やってでも減っていくというところにやっぱり心配してしまう。もちろんそれは私だけじゃないやろと思うけど、だからそういうところで何らかの手を打たなかつたらだめやと思うんやけど、その点についての認識はどうなんでしょうね。
- 議長（美野勝男君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の御質問にお答えしたいと思います。

現実、保育所から高校、または大学へと都会へ出ていっている人というのはたくさんおるのも事実です。そういうのをどう食いとめるかというのは、水と一緒に、高いところから下のほうへ流れていくというのは同じようなことだと思います。ただ、水が流れていく上において、その中で培っていくものがどうしていくかということが大事かと思っています。

だから、紀美野町におきまして、ICTを利用した、アイパッドを利用した先進的なものを小学校に取り入れる、中学校に取り入れるというのは、地域のことを知っていただく、地域のことを学んだというところが、高校と大学、そして大学と小学校や中学校というところと結びつけた中で、生徒、学生一人一人がいろんな地域のことを知っていくという人たちが、今現在、孫ターンとか、Uターンとかということにつながっていると聞いております。

将来においてすごい長いものかと思いますが、この積み重ねというのはすごい大事ということ、我々、移住・定住施策の中でやっている方たちと意見はある程度似通っているんじゃないかなということ、いつも話をしております。それに組み始めているところも最近ふえていることも事実です。けども、町内に住んでいる人たちが出ていっても、町内のことを熱く語れ、そして紀美野町のよさをPRしてもらえる、その中で関係人口がふえてくれば、移住・定住施策の定住へとつながっていくということも出てくるんじゃないかなと考えております。

大変難しいこととは思いますが、子供のときから紀美野町でおる、高校を卒業するまでの間においては、いかに紀美野町のことを知ってもらおうかということがまず第一歩かなと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 3点目に移ります。

診療所がなくなって、厚生病院へ継続して通院しているとか、個別に在宅で診療を求めている。確かに、多分、そういう人もいてると思うんですよ。けど、全てがそういう人ばかりかということ、そういうわけにもいかない。きっとひとり住まいの方もおられるし、交通弱者という、今まで診療所へ通っていた人が厚生病院へ通うというのについては、何らかの不便さがあるはずなんです。それを捉えたときに、それをどうしように

というふうなことを、厚生病院があそこにあるから、ここまで来いよと、そういうふうなんじゃなくて、近くにあった診療所がなくなったから、遠くの厚生病院へ行かんなんというときに、そっちへ行ってくれよ、それはわかるんやけど、だけどそれについてはこういうふうなことを考えてますという部分があってしかるべきかなと、こういうふうと思うんですけど、その点の考えを再度聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 御質問にお答えいたします。

現在、志賀野診療所のほうに通院されている患者さんは4名です。そのうち御夫婦の方が2名、そして90歳以上の方が2名です。

そうしたことによりまして、交通手段ということになりますと、診療も通院ももちろん介護が必要でありまして、御家族の方に送迎していただくというのが、御夫婦の方がそういうことの対象になってございます。

あとのお二人につきましては、先ほども申し上げたとおり、訪問ということにさせていただいております。

また、近くのお医者さんにかわられるという方も、そのうちでいらっしゃるといことも聞いてございますが、まだ決定ではございませんので、それは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 4点目です。

まず、外国人材の受け入れの問題点、これ、実際問題として、今のところ、窓口では不自由を感じてないというふうに理解してよろしいんですかね。

これから先、国が奨励している限りは、少しはふえてくるんであろうというふうに思うんですけど、皆が皆、そういうふうに翻訳アプリは、実際問題として私も使ったことないからわからないんやけど、そいつでは多言語ということについて問題はなく、窓口の職員が全部利用できるということで理解してよろしいですか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、まず窓口を訪れている外国人の方というのは、本年度は21件あると聞いてます。それで転入が9件で転出6件、それから転居、町内の住所を変えるという6件、全部で21件現在あるというところで、全然トラブル

もなく、手続も完了しております。

お一人で来られたときの多言語化に対応するためアプリ等を活用していくというふう
に、私、先ほど申し上げました。それは非常にかしこいものでありまして、例えば私が
今言っている言葉が、すぐどこそこの外国語に対応できる。また、書いたものであつて
も、すぐ書いたもので、文章で相手に伝わる。相手さんが書いたものも、それが日本語
に訳されるという、瞬時にそういうことができるものでありまして、それを使うのが一
番有効かと思えます。

それにも増してコミュニケーションというのは当然大事でありますんで、英語とかし
ゃべれる職員とか、そういう人の資源も含め、全ての資源を活用して外国人に対応して
まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 5点目です。

妊婦健診の自己負担額補助ということについて、これからというのは、まず、特に紀
美野町においては、子供を産みやすい環境づくりという、こういうことの中ででき得る
対策は全て行うべきじゃないかなと、こういうふうに思うんです。大阪市がやってたつ
て、確かに大阪市は資金力が違うから比較のしようもないんですけど、ただ大阪市で
もすると。もちろんこっちでは、比率から考えたら、同じように大阪市であっても、紀
美野町であっても、出生率とかということについてはそんなに変わらないと思うんです。
そう考えたとき、大阪市ができるんであったらというふうに、それと1万円を限度とし
て上限額の上乗せを研究していきたいというような形だったんですけど、先ほどのほか
の同僚議員の話の中にも研究するとかということについてはやらないんじゃないかなと、
こういうふうに、そうかいなと思いながら、そんなことでは困るし、ただ、でき得るこ
とは全てするという、まして子育てという、子供を産むということについてはまず第一
歩やし、こういうふうに妊婦健診なんてそこから始まるというところになるから、そう
いうところで個人が財政的に思案するというののないようにまず考えるべきかなと思
うんですよ。だから、できる範囲のことは全て行うという、そういうふうなことでいい
んじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） お答えいたします。

でき得る対策は全てすべきという御指摘かと思えます。

先ほど申し上げたとおり、県内では14回分、22枚の無料券ということで、今、無料で補助をしているわけですが、県内では3市が受診券という形で超音波の2回分の1万円を上乗せしているんですけども、本町では自由に使えるために1万円を償還払いということでしております。これは、今、申し上げたところとか、余りやってないところもございまして、ただ、議員御指摘のように上乗せの1万円分をさらに上げていけないか。今回、NHKも直接ちょっと見てないんですけども、2万円の上乗せのような形をちょっと聞いたようにも思うんですけども、上限額を考えていくということは、今後、検討させていただくんですけども、検討ですぐにお答えにはならないということなんですけども、費用のことにつきましてもありますし、今、やっている償還払いの方法を受診券式にするとか、いろんな形では検討したいと思うんですけども、後の御質問にもありましたように、総合的に子育て支援につきまして、単発という施策への対応というのもあるんですけども、総合的にいろいろ検討してまいりたいと考えておりますので、検討というお答えしかできずに申しわけないんですけども、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 6点目です。

子育て支援の紙おむつという、これ、以前もこういうふうな研究するというような話だったんですけど、それこそ子育て支援とかということについては、でき得ることは全てするというふうに必要なと思うんです。高齢者の紙おむつ、確かに便利で、うちも大分お世話になったんですけど、確かによかったと思うんです。だけど子育てという時点で、限られた期間のことですよ、紙おむつなんていうのは。紙おむつ、まさか小学校に入っても使う人は少ないかなと思うんです。だから乳幼児の紙おむつなんていうのは限られた期間の数のことであるんで、もしできるのであれば、こういうことが可能じゃないかなと思うんです。それこそ子供が少ない中で、1年に生まれる子供は大体30人ぐらいですかね。そういうふうにして、一定の期間しか要らないということを考えれば、町の財政力から考えたら、十分対応できるんじゃないかな、こういうふうには思うんですけど、県内の支給実績なんて、そんなんあってもなくても、それよりもまず子供を育てやすい環境という、町でそういうふうなことを打ち出すべきじゃないかな、こういうふうには思うので、再度の答弁を求めたいと思えます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） お答えいたします。

今の御質問は、子育てのこの時期に紙おむつの時期も限られているので、財政的にも大丈夫じゃないかという御質問だったかと思います。

これにつきましては、先ほども答弁させていただいたように、紙おむつを使わないという考えの方もいらっしゃいますので、紙おむつだけにこだわると、いろんな支障というか、利益に当たらない方もいらっしゃるかもわかりません。

ただ、先ほど申し上げたように、全体的に子育て支援につきまして、本当に産んで育てたいという気持ちがさらに高まるような施策と申しますか、それを前向きには検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 前向きに検討してくれるのは大いに結構なんでございますが、前向きに検討するというと、あらゆるいろんなことも含んでいるということになるかと思うんです。だからやっぱりただ単に紙おむつだけに比べたら、それは必要な人も必要でない人もいてるのはわかるけど、必要な人に出してやるのが、ただ単にこれだけの話でしょ。だから検討してくれるのは大いに結構なんやで。結構なんやけど、紙おむつだけとして考えたときに、出せるか出せやんかと、ただ単にこれだけの話なんで、いろんなことを確かに総合的に考えて、子育てということについては、紀美野町であったら医療費の無料化とかそういうこともやっているし、総合的に考えて、これは確かにももちろんそういうことについては全部賛成なんやで。だけど、ただこういうふうな単品にそんなに費用がかからないんであったら、それこそこれも検討するというような返事にしかならんのかもわからんけども、そうじゃなくて、これはいつごろまでにやれるかやれやんかとかという返事は、検討で検討でということであつたら限りのない話やし、だからそういうのを考えたときに、いつごろまでに結果出しますと、こういうふうにならんもんかいなと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほど来から課長が申し上げてますように、全体的な中での子育て支援、これについて前向きに検討していきたいと、こういうことでございます。単に紙おむつだけとかそんなんいうんじゃないんです。全体的に見ていきましょうよと。そしてその中には子育ての

医療費の無料もあり、いろいろさまざまな施策もあります。ただ単に一つだけ取り出して、これはどうよ、これはどうよじゃなしに、全体的に見ていきましょと、こういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 7点目です。

先ほどの太陽光発電の進入路についての返事だったんですけど、樫河池を調整池として利用するという点については、町に対して法定外公共物の占用等使用許可申請が必要になると。それについては利害関係人としての各自治会長の承諾書が必要やと。これは以前の議会の説明だったんですけど、これを考えたときに、各関係自治会長のまず承諾が必要でないと、樫河池は利用していただけないという、こういうふうな認識でよろしいですか。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、この件に関しましての事前協議等々は、まず当課のほうとしては受けてはございません。もしということございましたら、私が以前にお答えさせてもらったとおり、利害関係人として自治会長の承諾が必要になってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今のこれ、実際問題としては、以前の確認事項みたいなものなんですよ。もともとそういうふうに進んでいたものが、再度、そういうふう生き返ってきたというか、話になったんで、あれどうなってんねんやろな、もともと自治会でこういうふうになってるのに話が生き返ってきたというところにちょっと疑問があったので、町の姿勢が変わっていないかどうかということの認識だけです。

今の話ですと、樫河池を利用するという点については、関係各自治会長の承諾書が必要と、こういう説明だったんです。ただそうしたときに、利害関係人としての各自治会長の承諾書ということについて、まずどこまでの自治会長の承諾書が必要なんかな、こういうふうに思うので、確認しておきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それに関しましては、実際の計画を見てみないと、どこまで使うのかということもかかわってきます。当然、あの付近の地形に関しましては、池だけじゃなくて里道とか水路もございます。こちらのほうも法定外公共物にかかわってまいりますので、その計画の協議なり事前協議をいただかないと、どこまでかという御判断はここでは申し上げられないということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の話だと、私のところへ希望ヶ丘自治会へ話があって、こういうふうに確かに説明会ございました。樫河池のほうもあつたと聞いてます。そして小畑になるのか、動木になるのか、曲谷地区の話があつたようにも聞いていますけども、実際問題として、そしたら業者が、多分、計画を進めるに当たっては、役場にとりあえず話は持ってこようと思います。そうしたときに、その時点で関係自治会の承諾というのをどこまでというふうに設定するのかな。それとも、その場所がわかっているんであつたら、どこまでの自治会の承諾が必要なんかなという、こういうふうに思うんだけど、その辺はどうなんやろなと思ってしまうわけよ。それでないと、業者が話を持っていかなかったら、その話、何もないということになってしまうと、関係の付近の住民の人らは不安に思う。勝手に話が進んでいると、こういうふうになっても困るし、だからその辺のところの認識がどこまでかなと思ってしまうわけですよ。

私としては、確かに池が目前にあつて、希望ヶ丘団地ということについては、それは確かに関係だろうと思います。それで樫河池団地についても裏に池がある、確かにそういうふうに考えたときには関係やと思うし、配水池がある下の曲谷地区も、堤に何かあつたときには関係かなと思うんやけど、その辺を一応確認しておきたいと思うんですよ。そうでないと、うちらにも声かからなかったよとか、そういうふうな話があつても困るし、だからどこまでかなというふうな町の認識ですね、そういうふうなを、今、出せやんのかなと思うんやけど、もしわかっている範囲で出せるのであつたら、聞かせてもらいたいとも思うんやけど、その辺どうですかね。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在のところ、我々も把握はしてございません。実際、どの程度、以前も申し上げましたとおり、樫河池は、現在、県営において防災工事を行ってございます。池に負荷を

かけないような形で、周囲の整備なりということを示したこともございました。ですから、どの程度の利用をするのかというのは我々は把握をしてないので、だから利害関係人がどこまで及ぶのかということも、その事前の協議をいただかないと、現在、お答えできないというのが実情でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 8点目です。水道の耐震化についてです。

まず、かなり耐震化率が悪いというふうに聞かせてもらいましたけど、現実問題として、南海地震というのが予測されている中で、全国的には耐震化、実際に耐震化の送水管というのが世の中に出回ってますわね。そうしたときに、一遍にさわるなんてことはとても不可能な話でしょ。だから、今現在、進めていくところは、全て工事するたんびに耐震化に変えていくというふうに、こういうふうに話が進んでいっているのかどうかだけ尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、30年度において工事を施工した連絡管もそうですし、国道関連工事でやってます工事も全て耐震管で行っております。町内で行う漏水修理でありまして、ある程度の距離があるところは耐震管を使って復旧しております。今後、使う管につきましては、全て耐震管という御理解でよろしいかと思います。

答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 町内、結構たくさん総延長というのはかなり大変な距離あるかと思うんですけど、それによって耐震管、今、少しずつ進めていっているのは確かにわかりますけども、そうしたときに、最終年度というのは大体どの程度を予想しているんですか。今、工事するたんびに変えもていくと、確かにそれでいいと思うんですよ。それでいいと思うんですけど、そうしたときに、総延長がこれだけ長い中では、完了期間というのは大体どの程度というのが予想されますか。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） お答えいたします。

最終年度というのは想定もしていないし、つかんでもおりません。課内で管路の布設

がえをしたいエリアとか管路のところはつかんでおりますが、費用とか時間もかかりますので、国道関連工事が終わり次第、今、つかんでいる管路の更新を行っていきたいと思います。距離が長いし、実際に入っている管も現場に埋設されている状況によって耐用年というのも変わってきますので、最終年度というのはつかんでないですけども、布設がえをしたい管は選定しておりますので、順次、進めていきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） ちょっと水道、もう一回、聞かせてください。

当然、送水管にしても一定の耐用年数というのはあろうかと思うんですけど、その耐用年数というのは、本来、どの程度のものなんですかね。耐用年数で全部が変わってしまうことですよね。単純に考えた場合、耐用年数が30年やったら、30年で全部変わる、50年になったら、50年で全部変わるというふうに理解してええんかなとは思いますが、実際問題、どの程度の、私、全くの素人なんで、単純な質問やと思ってちょっと聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 水道課長、山本君。

○水道課長（山本訓永君） お答えいたします。

一般的には管の耐用年というのが40年と言われておりますけども、それは埋設されている状況によって倍もつところもあるしということなので、実際、起こっている漏水箇所とか見ながら、急がなくてはいけない管路とかを選んで、今後は計画的に埋設工事をやっていきたいと考えております。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 10点目の質問で、実際に消防訓練初め式なんか参加させてもらったら、かなり高齢の方が訓練初め式、現実問題として、そういう人たち、上限、今のところは上限がないという解釈でよろしいんですかね。

それとも、上限のない解釈で、こういう人たちが高齢になれば、籍は確かに置いてくれてあるけども、高齢になったときに現場には出てきてくれるんですかね。名前を置いてあるんじゃないかと、名前は置いてるし、それこそ何か災害が起こったときに出勤率というんですかね、そういうふうなものはどのように捉えているんですかね。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 西口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

出勤率という点に関してですが、災害が起こった場合に実際に出動していただいた団

員さんの名簿、また人員、そういったものは、その都度、把握をしてございます。

ただそういった中で、年齢的にどうかといった細部にわたっての把握は、現在のところ、してございません。

それと、定年制を設けないイコール上限がないのかということですが、年齢的にはないという解釈になりますが、ただ、通常、考え得る消防活動上、必要とする体力、そういったことがある場合といったような形で条例に明記されておりますので、状況を鑑みてということには必要になろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の話、年齢制限が上にないという、確かにそれは法的にはないんかもわからないけども、現実問題として、徘徊老人なんかの場合、山の捜索も行かれると思うんですけど、そういうことの団員の安全確保ということについてはどのように考えてますか。

○議長（美野勝男君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 御答弁をさせていただきます。

先ほど答弁の中で申し上げましたが、安全ということに関しては、これは非常に重要なことでございまして、消防学校等々における研修、これは新しく消防学校ができてからは相当充実した中で研修を行っておりますし、また、これも先ほど申し上げましたように、町独自の対応といたしまして、専門の講師、先生をお招きして安全管理セミナーであったり危険予知訓練、こういったこともしておりますので、一応の御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 先ほど来から町営住宅のことについて他の同僚議員からも質問ございましたが、私もちょっと尋ねてみたいと思います。

町営住宅の建てかえについては、もともと神原団地についても、同じようなところで、そこに住んでいた人の利便性を考えて同じところへ建てるという、これも一つの考えですけど、それよりも、今後の方針としてもっと利便性が高い、高齢者だったら病院が近くにある、買い物難民にならないように、スーパー、買い物に利便性のいいところへ建てる、というふうなことも一つの考えだと思えます。そして、そこに住んでいる

人がここへかわるんじゃないなくて、新しく建てて、そこへ住宅できました、これから入居します、その入居募集しますというときに、現在、住んでいる人を優先的に入れれば、同じところじゃなくて、そこへかわってきてくれる、そういうことも、これから先に、だんだん過疎化のところに建てても、次に住む人はもっと不便になってくるわけです。そしたら、町営住宅なんかを建てるときは、もっと利便性のいい、もっと生活しやすいところへ建てるというのも一つの考えかなと思うんですけど、その辺の考えをちょっと尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 利便性のいいところに建てかえという話はもちろんございます。ただし、やはり、今、住んでおられる方につきましては、なかなかそこから離れたくないという、なるべく近くへという、神原のときもあつたんですけども、そういう御意見がやっぱり多くございます。

そういった中で、現地の近いところへ建てるというのは一応のセオリーかなとは思いますが、そこがもしないとなれば、やはり利便性のいいところというのも考えていかななくてはならないとは思うんですけども、現に今、住んでいるところ、そこに住みたいという希望が多いのも事実でございますので、その辺はまたできるだけ近いところを選定していきたいとは思ってございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） いや、だからそこで住んでいる人、高齢でその人が住んでいるという、そうしたときに、確かにそこで住んでいる人はそれでええけども、その人らが亡くなってしもたときに、後の使い道を考えたときに、やっぱり利便性のいいところで、ここへ新しく町営住宅建てました。そしたら、ここ便利いいから、もしかわれる人あつたらかわってきてくださいよと言えば、そっちのところがあいてくる。そういうふうな前向きの方法がとれないもんかな。確かに、今現在、建っている町営住宅がある、その付近に建てるのも一つの考えだと思います。だけど、そうじゃなくて、新しくもっと利便性のいいところへ建てて、どこへ建てても、建物については費用は変わりません。そう考えたときに、将来的に考えたら、もっと利便性のいいところへ建てておくのがいいんじゃないかな、こういうふう思うんで、その辺の考えを、再度、尋ねたいと思います。そうでないとすたっていくと思う。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、議員おっしゃられるのも一理あるかもわかりません。しかしながら、やはりこの町営住宅に住んでおられる方は高齢者の方が多い。そうした中で住環境というのが非常に大事です。ただ単に我々は利便性のええところへ建てたらええん違うんかえと、これはちょっと単純な、僕、考えやと思います。といいますのは、やはりこの町全体を考えたときに、人口配分というのも非常に大事になってくる。そんな中で、それじゃあ、例えばの話、厚生病院の横へ建てたらええんかいと。いや、一概にそんなもんじゃないです。やはり人口配分も考え、そして、今、住まわれている方が行きたい、そういう環境の大きな変化のない、そうしたところへ建てていくというのが基本的な考えじゃないかと思っておりますんで、確かに議員おっしゃられるように、利便性のええところへ建てたらええんちゃうんかえと、こういうたときに、例えば小畑地区へぼんぼんぼんぼん来ると。そしたらほかに地域は、皆、あいてまうわけですね。そんなあれはちょっと変則的なあれになると思いますんで、やはり人口配分も考えながら、また、今、住まわれている皆さんの環境と、大きな環境変化のない、そうした希望されるところへ建てていきたい、こういうことでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の町長の考えも、確かに全町を考えて、だけどそうして考えたときに、人口が1万人あったのが5,000人になったときには、人口密度が少なくなっていく。もしこれを一つの一定の地域に集めれば、そこで商売も成り立つ、そういうふうになる。全てのデイサービスにしても、そういうことを考えたときに、長期展望を考えたら、やっぱり一つの小さいスペースで全てがそろろうということが将来的には必要でないかな、そういうふうに思うんです。分散してしまえば、送り迎えが大変。それである程度の密度がなかったら、商売も全てのところで商売ができるわけじゃない。ここの1カ所にあるから、そこで商売もできる、何もかも寄ってくると。それはどっちも一理あると思うんですよ。だけど私の考えも一つのうちとして必要でないかな、こういうふうに思うので、再度の答弁だけ求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員のおっしゃられることもわからんではないです。

しかしながら、例えばの話、この紀美野町へ10階建てのマンションを建てたときに、そこへ全人口を入れるのかと、極論ですよ。そんなことが考えられると思いますが、そうじゃなしに、やはりまちづくりというのを考えながら住宅も建てていく。そして、今、住んでおられる皆さんの環境を守りながら建てていきたい、それがこれからの紀美野町のまちづくりやないかと思えますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、西口議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 0時11分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時27分)

○議長（美野勝男君） 続いて、5番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番（田代哲郎君） それでは、議長の許可を得たので、質問をさせていただきます。

質問の1点目は、樫河池のメガソーラー事業計画についてであります。

紀美野町でのメガソーラー発電所建設計画は、県の情報開示による株式会社DMM.comの事前協議申出書では、小畑字登尾の山林に総面積36.85ヘクタール（甲子園球場の約9.57倍）で、15.39ヘクタールの用地に太陽電池モジュール4万4,000枚を設置し、発電出力12メガワット（1万2,000キロワット）、総事業費29億2,400万円のメガソーラー発電所を建設する計画でした。

事業者からの事前協議申出書に対して県が作成した林地開発事前協議申出書に対する意見等取りまとめ表では、同意書の取得を条件としている項目が幾つかありました。例えば林務課、森林土木グループの意見として、林地開発許可申請に当たっては、開発計画に関係する行政機関の意見を尊重し、十分な協議、調整を行うとともに、森林法の許可基準である災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関する四つの要件で直接的影響が及ぶ範囲内の地元自治会や水利組合と関係者の同意書を必ず添付することと

なっていました。

また、森林整備課でも、森林法に基づき、当該開発計画は地域森林計画対象民有林での1ヘクタールを超える開発であるため、森林法第10条の2の規定に基づき、知事の林地開発許可が必要です。なお、林地開発許可申請を行う場合は、下記の事項について十分留意してくださいとして、開発区域内及び隣接地の地権者並びに水利組合等の利害関係者を的確に把握し、同意書を必ず取得することとなっていました。

しかし、影響が及ぶ地元の希望ヶ丘、動木の二つの区から、開発に反対する要望書が県知事宛てに提出され、地元同意を取りつけることは不可能になったと考えられていました。

ところが、ことしの2月15日付で、太陽光発電事業に対する事業継承並びに事業の内容変更についてのお知らせについてという文章が合同会社アジアパワーの名で配布され、皆様方の信頼を得て動木地区の太陽光発電事業を推進いたしたく思っておりますと述べており、2月27日には説明会が開かれました。同じ山林約36ヘクタールのうち17ヘクタールを造成し、4万756枚のモジュールを敷き詰めて、出力9,990キロワットのメガソーラーを建設するという計画です。

2018年（平成30年）3月に制定された和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例では、太陽光発電事業計画の案の説明として、第5条、太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画の案を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる自治会、その他の地縁による団体（地方自治法（昭和32年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下この条及び第10条第1項において「自治会等」という。）に対する説明会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとなっています。

一つ、当該太陽光発電事業計画の案の事業区域の全部または一部をその区域に含む自治会等。2、当該太陽光発電事業計画の案に基づき太陽光発電事業を実施することにより自然環境、生活環境、景観と環境の保全上及び災害の発生の防止状影響を及ぼす都知事が認める区域の全部または一部をその区域に含む自治会等となっていますが、住民の同意についてはうたわれていません。

質問の1点目は、さきのDMM. comに対し、県が林地開発事前協議申出書に対する意見等取りまとめ表で示している同意書の取得条件は、今回のように事業者が変わり、新しい条例が適用される場合は拘束力を失うのでしょうか。町の見解をお聞かせください

い。

質問の2点目は、2017年（平成29年）第3回定例会で、町は堰河池を調整池として利用するには、町に対して法定外公共物の占用等使用許可申請が必要になります。申請には利害関係人として各自治会長の承諾書が必要となっております。よって、自治会の承諾がないと許可することができないこととなりますという答弁の趣旨は、現在もそのとおり変わらないのかお聞かせください。

質問の2点目は、要介護認定者の障害者控除対象者認定についてです。

障害者控除は身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人の税控除です。しかし、手帳を持っていなくても要介護認定を受け、障害の程度が障害者に準ずる人も、市町村長の認定を受ければ控除の対象となります。

所得税、町民税、県民税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金です。税額の確定については、例えば事業をしている人などは、みずから得た所得の確定申告を行って、所得税、町・県民税を納めます。その際の所得控除の一つに障害者控除があります。

障害者控除は本人や配偶者、扶養親族が3級から6級までの障害者手帳を持っている場合に普通障害者控除、1級、2級の障害者手帳を持っている人は特別障害者控除を受けることとなります。

この障害者控除は、65歳以上で要介護認定を受けている場合も対象となる場合があります。要介護認定者の障害者控除対象認定は市町村が行います。控除を活用することで、所得税、町・県民税が減額されます。

紀美野町では、1から5までの要介護認定者は平成30年3月末で711人、要支援者を含むと921人となっています。平成29年度申告分の申請者数と認定書の発行数は62人で、要介護・障害者手帳保持者を除いても相当数の要介護認定者が障害者控除対象者であると推定されます。

紀美野町では、65歳以上の要介護認定者がその年の所得申告の障害者控除対象の認定を受けるためには、毎年、翌年1月に入ってから担当課に申請を行う必要があります。紀美野町では、申請があった人のみ要介護認定の資料をもとに障害者控除対象の認定を行い、認定書を発行します。せっかく障害者控除を受けられる資格がありながら、制度を知らないために申請していない要介護者も多数に上ることが予想されます。本来は、どこに住んでいてもひとしく行政のサービスを受けられるべきですが、現在は障害者控

除を受けられる資格がありながら、認定基準が厳しいなど、各自治体の姿勢や対応の違いが発行状況に大きな格差が出ていると思われる現状です。

介護保険の全ての要介護認定者を障害者控除の対象とし、申請主義ではなく、65歳以上の要介護認定者全てに障害者控除対象者認定書を送付すべきだと思いますが、担当課の考えをお聞かせください。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。
産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは、田代議員御質問の1番目の樫河池のメガソーラー事業計画についての1点目についてお答えさせていただきます。

議員御質問の当該地におきましては、森林法に基づく林地開発許可制度の対象となっておりまして、開発を行う場合は知事の許可が必要となっております。

また、平成30年6月から施行された和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が適用されまして、事業者が事業計画の認定申請を行う場合は、関係法令を確認することを目的に、知事及び関係市町村長と事前協議を行い、住民説明会を実施し、そしてその他住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたことを証する書面の添付を行うこととなっております。

なお、森林法に係る林地開発許可申請の手続を行う場合は、開発行為地周辺の利害関係者の代表者の同意書に、同意に際する総会等で関係者の意見が反映されていることを確認できる書類が添付されている必要があると、県の林地開発許可申請の手引きにより記載されております。

議員御質問の林地開発事前協議申出書に対する意見等取りまとめ表で示している同意書の取得条件は、事業者がかわり、新しい条例が適用される場合は拘束を失うかとのことですが、森林法による林地開発許可制度並びに県太陽光発電条例に基づきまして、双方の手続の過程で発生する同意書とみなされるべき書類の添付が必要となり、林地開発では災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関する四つの要件が担保されることを前提に県で判断されるものと考えますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、5番目の一つ目、樫河池のメガソーラーの事業計画についての1点目について

の答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、私のほうからは、1問目、2点目についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の、平成29年9月議会における、檜河池を調整池として利用するには、町に対して法定外公共物の占用等使用許可申請が必要となります。申請には利害関係人として各自治会長の承諾がないと許可することができないこととなりますという答えは現在も変わらないのかという御質問にお答えをさせていただきます。

調整池としての利用につきましては、紀美野町法定外公共物管理条例及び規則等に改正もございませんので、現在も変わらないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の二つ目の御質問、要介護認定者の障害者控除対象者認定についてお答えいたします。

まず、紀美野町介護保険要介護等認定者に対する障害者控除対象者認定実施要綱では、要介護及び要支援認定を受けた際の認定調査の資料をもとに、障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度から、障害の状態に応じて身体障害者手帳または知的障害者手帳をお持ちの方と同様の控除が受けられることなど認定の基準と、認定を受けようとする方は障害者控除対象者認定申請書を提出することとしております。

さて、現在、この制度の周知につきましては、対象の可能性のある方全員に知っていただけるよう、要介護及び要支援認定結果通知の中に介護保険(障害者控除等)と税の申告についてという制度の概要を記載したチラシを同封しております。なお、このチラシには介護サービス費等に係る医療費控除についても記載しております。

そのほか、確定申告に来られた方や御家族などが要介護及び要支援認定を受けられていた場合、税務課と連携し、担当者から制度の説明をした上で、必要に応じてその場で

申請ができるような体制をとっているところです。

議員御指摘の、申請主義ではなく、65歳以上の要介護認定者全てに障害者控除対象者認定書を送付することにつきましては、非課税世帯等により申告の対象とならない方もいるなど、一律に送付することは現状では難しいものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） いわゆる利害関係自治会等の同意の件ですが、確認できる書類等がなければ、事前協議に入ることができないということなのか、ちょっとこの辺がわかりにくかったんですけど、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

事前協議書というのは林地開発のことやと判断するんですけども、太陽光条例が平成30年6月から施行されましたので、太陽光条例に基づいてまず動いていくような形になるかと思えます。太陽光条例に基づきまして、林地開発許可の事前協議と同様の自治体との協議であるとか、地元での説明会であるとかが行われて進んでいくものと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 要するに、条例で各自治体等との事前協議を行いながら計画をつくっていくということで、今までに示された各意見取りまとめ表の中にあるそういう同意書を必ず添付することとかいう、そういう項目については効力がないということなのか、今でも効力があるということなのか、その点について、今、聞いたら、条例があるから、今までの意見取りまとめ表に示されている県の担当課それぞれの意見というんですか、そういうのはもうなしで、あくまでも条例でいくということに聞こえるんですが。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） ただいまの御質問なんですけれども、あくまでも太陽光発電条例と林地開発許可条例と違う制度の中で動いているものでございまして、林地開発許可制度の中におきましては、災害の防止、水害の防止、水の確保、それから環境

の保全というその4要件が満たされなければ許可はされないものと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） だから、別のものだから、同意書というのは条例ではうたわれてないし、必要ない。要するに、県がそれはちゃんと満たしているかどうかを判断した上で、林地開発許可を出すかどうかを判断するということだと理解したんですが。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 田代議員おっしゃるとおりにも私も解釈してございます。地元住民の意見を踏まえた上で県のほうは判断されると伺ってございますので、御質問の御回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 2017年（平成29年）ですが、第2回定例会での町としての答弁があります、この件について。池への負荷についてでございますが、改修計画に今回の開発は考慮しておりません。したがって、今回の開発については、開発区域の中において調整施設等を設置して、池への負荷をかけることがないように県関係機関とも協議しており、事前協議に条件がつけられていると聞いております。樫河池の土地所有者は、現在、紀美野町となっている。承諾等が必要な場合も、さきの条件の利用は必須だと思われまますとの答弁で、この立場もそのとおりということによろしいのでしょうか。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、田代議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、それに基づきまして、樫河池の防災工事、ため池改修工事も行われてございますので、それで間違いはございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） それから念のためにお伺いしますが、皿池についても、町に対して法定外公共物の占用等使用許可申請が必要という理解でよろしいでしょうか。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 質問にお答えをさせていただきますが、皿池という名称はどこで出てきたのか私もちょっと存じ上げないんですが、檜河池は、多分、重ね池、もしくは親子池のように二つ池がございます。その上部のほうのもし池であるのであれば、紀美野町の所有であることは間違いございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） どこで出てきたのかは、説明会で事業者が配布した資料の中に、皿池を調整池として用いますというところがあったんで、多分、上の小さい池のほうだと思うんですが。

それでは、質問を続けます。

説明会では、檜河池に一切負荷をかけない方法で事業を進めるという。開発区域の中に調整池を設け、他の池の底からヒューム管を入れて水を地下に浸透させるという地下浸透システムを採用するという説明でした。

池の周囲というのは緑色片岩や黒色片岩の岩盤になっているんですが、地質学の専門家に念のために聞くと、それはちょっと不可能だろうという答えでした。その方法では、平地でも粘土質のところでは浸透させることは無理だということだそうです。でも、そういう浸透システムというのを提案している以上、町としても地質学の専門家の意見や紀美野町のボーリング調査をもとに、そんなことは果たして可能なのかどうか確認する必要がありますと思いますが、その点について答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） ただいまの田代議員の質問にお答えをさせていただきますが、当町といたしましては、一応、工法的なもの、また、以前のDMMさんが上げられた林発の事前協議に関しては工法等々も把握はしてございますが、現在、変わった後のものについては、先ほども申し上げましたが、協議が一切ございませんので、いかなる方法でやっているのかということ把握はしてございません。

申しわけございませんが、以上でございます。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 昨年、平成30年度の第1回和歌山県議会の定例会で、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例について、環境生活部長が答弁しています。今議会に提案しております和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例における事前協

議につきましては、事業者が太陽光発電事業計画の案を作成するに当たり、あらかじめ県及び市町村と協議することにより、当該条例及び関係法令に基づく諸手続について明らかにするために実施するものでございます。この条例が実施された場合、この事前協議の取り扱いはどうなるのでしょうか。行政機関や一般市民が事業の内容を十分把握できていないまま計画が進められていくという、そんなことはないでしょうかとの質疑に対して、環境生活部長は、本条例案では適用となる事業について事業計画の案を作成する段階で県及び市町村と事前協議を行うよう事業者に義務づけております。また、事前協議を終えて作成した事業計画の案について、地元自治会等への説明会の開催も事業者が義務づけており、行政機関や地元住民が事業の内容を十分把握できていない状況で一方的に計画は進められることはないと考えていますとの答弁です。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例では、第4条で、太陽光発電事業実施予定者は、太陽光発電事業計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ知事及び関係市町村（当該太陽光発電事業計画の案に関し自然環境、生活環境、景観と環境の保全及び災害の発生の防止に関係があると知事が認める市町村をいう）の長と協議をしなければならないとなっております。まずその前に町長と協議をした上での説明会ということになると思うんですが、多分、先ほどからの答弁を見ていると、一切、町との接触はないと。工事のための道路をスポーツ公園に通らせてくれという以外は一切ないということなんで、多分、そういうことはなしで説明会を開いているもんだと認識しているんですが、その点についてはどうなのか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員のおっしゃるとおりでございまして、現在のところ、まだ事前協議というのは出されておられません。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 先般来、この事業者が希望ヶ丘の住民を訪問して、アンケートをとっているということです。和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例についての説明では、事業者が義務づけている事項として、アンケートの内容を説明しますと、先日は地元説明会にて御出席いただきありがとうございました。皆様方の提案として下記事項を提案いたしたいと思っております。皆様方の御理解がいただければ、協定書として取り交わしたく、何とぞよろしく検討くださいということで、太陽光の施設の排水は全て

場内にとどめ、皿池を沈砂池プラス洪水調整池に使用しない。施設の対人損害の保険に加入して、地域住民の損害を補償する。工事や運搬を地域の企業の人力を利用して、建材、機材などの地域の資源を積極利用する。発電開始後20年間の希望ヶ丘団地の各戸は、御負担してある自治会費を寄附負担いたしますと。上記提案について、本太陽光発電事業について下記のように判断しますということで、反対、賛成、どちらでもない。それで自分の名前を書いて印鑑を押すようになってます。

事業者には義務づけられている事項として、認定申請前の手続で適切なコミュニケーションというのがあります。事業計画の作成に際し、その初期段階から自治体、県及び市町村等の協議や地元説明を通じて、自治体や地域住民との適切なコミュニケーションを図ることを義務づけるということになってます。適切なコミュニケーションというのは、こういうふうにちゃんと自治会の態度が、反対ということで意思表示している自治会へ一戸一戸訪問して、反対、賛成、どちらでもないという、こういうことをとるのは適切なコミュニケーションとは言えないと思います。こうした行為は条例に違反している可能性がないとは言えないと思うんですが、その点についてどう考えられますか。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質問にお答えいたしますが、いかにも抽象過ぎて、それが適切かと言われれば適切でないように私は感じます。

ただ、地元説明を行い、また、片やで事前協議を行っていくというような進め方を考えられているのかなというふうに推測をするわけですが、まず、事前協議の前の自治区との話をしに行ったのかなと。ただ、これはあくまでも推測するだけの話でありまして、私どもは現実のところはわかりません。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 本当に誠実にそういう条例に従ってやるのであれば、こういうふうに町長の接触の前に、自治体との接触の前に、地元の意見をとって回るとか、こういうことはすべきではないと思います。

いずれにしても、檜河池というのは、町にとっては豊かさ、自然の財産でもあると。町の所有であるということがはっきりした以上、やっぱりそういうことも、昔は県立自然公園に指定されていたこともあると聞いていますが、今はもうその面影もありません。ただ、遊歩道もあるんですが、雑木が生え込んで、生い茂っていて、非常に歩きにくい

というようりも、歩ける状況ではないと思います。だから町としてもそういう生え込んだ雑木を伐採したり、ある程度の自然環境を保っていくとか、そういう事業を行ったらどうかなという提案ですけども、そうしないと、いつまでもこういうことがほったらかしでいるという印象で、こういう事業の対象になると思いますので、その点についてどうなのか、町長さんの意見をお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時04分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時13分）

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） こういうアンケートともあれともつかない、賛成か反対かどちらでもないというのを住民からとるとい、そういうことも含めて、事前協議等の話があったときは、そういう状況の事業者であるということを認識した上で当たっていただければと思います。

この件については以上です。

続きまして、要介護認定者の障害者控除対象者認定についての件で質問いたします。

これは2017年の調査ですが、愛知県では基本的に要支援または要介護1を要件としているのが39市町村で72.2%です。自動的に要介護者に認定書を送っているのが23市町村で42.6%となっています。

例えば、愛知県一宮市のホームページを見ますと、毎年12月31日現在、以下の条件に該当される方に障害者控除対象認定書を送付します。なお、身体障害者手帳による障害者控除の控除額が要介護認定による控除額と同等以上の場合は、障害者控除対象者認定証を送付しませんので御了承くださいということになっています。65歳以上の方で介護保険の認定、要介護1から要介護5までを受けている方、65歳未満の方で介護保険の認定、要介護4及び要介護5を受けており、かつ、一定以上の障害があると認められる方。この認定証により、身体障害者手帳をお持ちでない方でも、所得税、市・県民税の申告の際に障害者控除、または特別障害者控除を受けることができます。翌年

1月末までに送付しますので、申告の際に御利用ください。なお、年末調整等で別途必要な方、お問い合わせくださいとなっています。

だから、一宮市だけではなく、こういう市町村が何%もあるんですから、23市町村ある、42.6%というから、愛知県では非常に高い比率で、だから町としても認定調査の段階で該当するかどうかの判断がつくと思います。また、要介護者に申請書を送っているのが11市町村で20.4%だそうです。ですから、申請書だけでも送るようにはすべきだと思いますが、その点について考えをお聞かせください。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） お答えいたします。

申請書だけでも送ってはどうかという御意見です。

先ほど申し上げたとおり、現状では対象者の方に可能ですということ、対象者になるかもしれませんというチラシだけを同封させていただいておりますが、ほかにホームページとかにも出しているんですけども、これも10年以上続いている制度でして、やり方につきましては、今、言っていたようなことも議論はさせていただきたいと思うんですけども、いずれにいたしましても、さらに広報誌等で掲載するであるとか、周知を徹底するというをまずさせていただいて、申請書を送るにつきましては、今の段階ですぐしますとはよう言わないんですけども、検討していくことはさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 新規、変更、更新、申請による結果通知の際に、介護保険障害者控除等と税務申告を同封というのは、それなりの取り組みだとは思いますが。ただ、申告者が62名にとどまっているというのは、それなりに考えるべきではないかと思えます。身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳など持っていない人でも、次の1、2の両方の要件に該当する人は障害者控除の対象となります。障害者控除を受けようと思われる人は、申請により障害者控除対象者の対象認定証を交付を受けてくださいと。申告の対象となる年の12月31日（基準日）現在、満65歳以上の人で要介護1号の認定を受けている人。ただし、対象者の方が年度途中で死亡された場合または出国している場合は、死亡日また出国した日を基準日とします。要介護認定調査票の日常生活自立度は、次の基準に該当する人です。

特に要介護認定調査票の日常生活自立度などというのはなかなかどの程度なのかわかりにくいので、やっぱりこの辺、ホームページのあれもそれなりに改善すべきではないかと思います。それは62人という数値を、そういう資格があるのに、知らないからしないという、そういうのは何とか改善すべきではないかと思います。

例えば、広報に一定時期にわかりやすく解説して載せるだけでも、日常生活自立度がどうか、認知症のあれがどうかということだけではなく、わかりやすい言葉で説明して載せれば、もっと障害者控除を受けられる人たちが認定申請をされると思いますので、その点についての周知を徹底すべきではと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） お答えいたします。

今、言っていたように、本当にわかりやすい表現というのはとても大事なことやと思いますので、さらにわかりやすい言葉で表現して、周知できるようには努めたいと思います。

先ほど言われたように、認定者に比べて申請者というか、認定証の発行数が少ないということではございますが、先ほど申し上げたように、日常生活自立度であるとか、そういうものに該当するかどうかということと、申請いただくということは、確定申告等に使われるということが想定されている方になりますので、実際に対象だったのに出されてないというのが、全てこの率ではないかと思っているんです。認定者が多い割に認定証の発行が少ないということで、もしかしたら資格あるのに知らないままということも、今、言われたんですけども、本当に対象であるかどうか、いま一度、ちょっと確認しないと、資料としては持ち合わせてないんですけども、いずれにいたしましても、そういう方もなきにしもあらずかなと、今、指摘されて考えるところですので、その辺の実態を確認いたしまして、必要に応じて、先ほど御提言いただいたことなども検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、田代議員の一般質問が終わりました。

続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、風力発電についてお聞きいたします。

最近、風力発電会社から再度というんですか、再々度ですか、説明会が持ちたいという事で会が持たれました。

これについて、以前の議会の答弁で、風力発電機の設計ができれば、一度、それについての話し合いがあるというふうに聞いておったんですけども、どうも風力発電機というふうなものじゃなくて、ここにあるような資料が配られたみたいです。

これで、中身を見てみますと、会社が変わったということと、それから圧倒的に地域貢献についてのいろんなことが書かれています。例えば奨学金の制度をつくったとか、被災地での植栽イベントの協賛とか、スポーツイベントの協賛等々いっぱいあるんですけども、要するにお金を出してあげると、こういうことが書かれています。

それと、ちょっと変わったところでは、問題がないということを書いたかったんですけど、高知県梶原町、それから長崎県生月町、それから鳥取県鳥取市と、この三つで、風車が何十メートルとか100メートルのところにあるのに、そのそばにある牛舎の牛が何ともなかったと。こういうふうなことで、低周波の問題についてあんまり影響ないんだよということを書いているんです。

鳥取大学の先生も来て、里山に大変いいんですよ。管理道をつくって、我々はこの管理道を山のとっぺんにつくって大変だということで、これは地質学の先生方は、それはとんでもないことだというんですが、この業者はそうじゃなくて、その道がつくことによって、間伐とか皆伐が容易になって、山が生きてくると、こういうふうなことを言っているんですが、これも論外だと思います。

さきに言いました高知県、長崎県、鳥取県のこの業者の問題ですけども、私も以前、一応これについて関係する自治体のほうに問い合わせをしてみました。確かに牛には影響がないようなんです。しかしわかったのは、立地条件が違うんです。我々のところのように山があって、山の上に風車がつけられて、そしてその谷間に我々人間が住んでいると。そういうふうなところじゃなくて、鳥取県なんて山がないらしいです。畑があって、畑に風車が建っていると。高知県の現地も2本しか建ってないらしいですけど、これも愛媛県との境界のところの山の上であって、要するに、今、和歌山県でも、我々、区長会も調査をされていましたが、後ろの反響板のように山があったりくぼ地にあると影響が出ると。同じ有田で、海のほうに向けてあるところでは影響が出ないと。こういうふうなところがあって、結局、大丈夫だよというけれども、立地条件が違うことが大きく影響しているかというふうに思います。

また、鳥取県鳥取市のほうでのお話を聞いてみましたら、牛には影響ないけれども、その近くにくぼ地になるようなところで住んでいる人間に、やっぱりこちらでも問題になるような眠れないとか、そのような影響が出ているようであります。

ですから、大変都合のいいところだけを取り出して、大丈夫だよというふうなことを我々紀美野町にも言ってきていると。紀美野だけじゃなくて海南市、それから紀の川市と、説明会ではそうなっていたようであります。

住民参加者がこれに対して、要するに、紀美野町においてははっきりと区長会が署名をとりまして、84%の方が風力発電に反対するというふうな見解を示しているわけです。今さらそんなええ話を聞いても賛成に変えることはないということで、拒否すると。

海南市でも同じように強い反対の声が起こりまして、これでそんな開発ができると思うんかと、言うてみよと言われて、無理だというふうに思いますということで、会社のほうに伝えるというふうにして帰られましたけれども、こんなような状態でありました。

実際、通告にも書きましたように、このように会社が来れば、ほっといて何を言われるかわからんから、行かなきゃならんというて住民の方々が参加されるようなんですけども、ええかげんにしてくれと。皆、忙しいし、仕事もあるんやということで、そういうふうに言われることになってきているようなんですけども、この辺できっぱりと向こうの会社が諦めてもらうという意味で、町長のほうが反対の表明を、幾ら来てもあかんということを書いていただくということについてお聞きしたいと思います。

次に、農業対策についてお聞きしたいと思います。

この町の基幹産業と言えは農林業と、このように私たちは思っていますし、誰もが思っているところだと思います。しかし、厳しい農業対策をどうするのかということについては、なかなか頭を抱え込むというふうな状況にあるのではないかとこのように思います。

しかし、考え方として、農業に対する、林業もそうですけれども、我々が農林業、農業なら農業、林業なら林業と、この大変疲弊してきている産業を何とかしてやろうというふうな考えに立つのか、農業なら農業を何とかしなければ、消費者、町民全体が困るという、そこの観点から考えるかによって、おのずと対策も変わってくるんじゃないかというふうに思います。

アメリカなどから入ってくる輸入食品については、ポストハーベストといって、要するに長い海の上を船に乗せてくるんですが、その間に腐らないように、本来ならば外で

やらなきゃならない農薬を倉庫の中でやってしまうと。一旦やった農薬が、太陽の光とか、それから雨を受けて減っていくわけですけれども、倉庫の中でやっていると、それが減らずにそのまま来てしまう。

亡くなりましたけども、井上ひさしという作家がございましたけれども、この方が自分で調べられて言っていたそうなんです、アメリカ人は腐らないというんですね。非常に広いところありますから、農産物をつくっても、時間をかけて輸送しなきゃならない。そのために、このように農薬をたくさん使うと。日本では使わないような農薬もあるわけですね。

二十数年前に問題になったOPPとかTBZという防カビ剤、レモンが輸入されるについて、この防カビ剤が、以前は、今、言ったOPPとTBZは発がん物質ということで、厚生省が認めてなかったんですが、それが急遽認められると、そういうふうなことがあって問題になりました。

そういうことで、こんなものが入ってくることについて、あるいは相手国が飢饉とかいろいろな形で、気候の関係で食料が不足したときに、日本に安定的にどうしても送ってもらえるという保証があるかというふうに考えたら、たとえ生産性の非常に効率の悪い紀美野町にあっても、農産物をつくってもらわなければ大変なことになると、こういうことが考えられるというふうに思います。

我々のこの紀美野町の農地というのは非常に少なく、持っている個人の農地にも非常に限界があったりするわけですけれども、その中でも農業を続けていってもらって、新たな新規就農者を求めていかなきゃならんというふうに思いますけれども、そういう点で、私のこの通告でハウスとか、キウイフルーツの棚ですね、こういう部分について貸し出し等のことができないのかどうか、そういうふうな形で新規就農者の応援をするということがどうであるのか。

また、今年の台風で被害が出ましたけれども、あのときに紀の川市では防災行政無線を使ってでも、本当に何遍も何遍もしつこく被害があれば申請するよというふうに流れたようであります。そういう点で、紀美野町についてはそういう点がございませんでしたけれども、要するに、農業に対する見方ですね、そういう観点から農業対策、見方を変えれば、またおのずと方策も変わってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、御見解をお聞きしたいと思います。

次に、学校給食についてお聞きしたいと思います。

町は子育て支援に他市町に比べて非常に厚く取り組まれております。これは町長の言われる子供は町の宝という観点のところから来ているわけでございますけれども、今、子供の貧困という言葉が使われるようになりました。

この町においても、ボランティアの皆さん方が子ども食堂を毎月第1金曜日にやられております。そういうふうなことをされてきているというのは、十分に食べられない子供たちがいるんじゃないかという、そういう観点からやられているというふうに思うんです。長期の夏休みなどの休暇になって、終わったら子供がやせていたと、そういうふうな話を聞いたりもするわけでございますけれども、そういう点で、今、紀美野町の中学校も給食がされるようになって大変前進なんですけれども、小中学校の給食の無償化について見解をお聞きしたいと思います。

次に、支所での期日前投票の実施についてお聞きいたします。

この件につきましても何度かお聞きしてまいりました。地域を回ってお話をしていると、期日前投票をやっぱりやってほしいという声が多々あります。町のほうは財政的にいろんな厳しいからやれないという答弁がこの間の答弁であったかというふうに思いますが、さきにも質問いたしました、海南市では2カ所だったのを3カ所にしたんです。東部のほうで1カ所設けました。これは国のほうもそういう施策で、期日前投票をふやして投票率を上げなきゃならないと。今、大変投票率が大きな問題になっておりますけれども、余り低いと、信任があったのかどうかということにもつながるというふうなことであるかと思いますが、そういう点で、国がそういうふうに進めているということの観点から、うちの町でも、せめて本庁と支所においても投票所を設けられてはというふうに考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、4点目でございますけれども、最近、風力発電のこともあって、山に入る機会があるわけでございますけれども、その中で、野上のほうの釜滝薬師の下の川の甌穴というのがそういうふうを示されてますね、ここにあるということで。これが山のほうに入っていくと、この間も勝谷のところの美山谷という小さな細野につながる谷があるんですけれども、そこに入っていくと、釜滝の甌穴よりもはるかに大きな甌穴が幾つかあったんですね。もっと大きいのが、国吉の谷村を入れていって、天文台のほうに上がる3差路ありますよね。そこを右に行ったら、1軒家があるので橋がかかっていますけれども、そのところに、30メートル下流に、下に見ていただいたら、本当にまさに超のつくような大きさの甌穴がありまして、おいつぼという、地域の方々が呼んでおられま

すけれども、これに伝説もあるわけでございますけれども、こういうふうな町のこれから観光資源、また、今、県のほうでも進めているサイクリングの観光とか、紀美野町にも、きょう、誰かが申されたんじゃないかというふうに思いますが、幾つかのそういう観光のために店等もできてきたりしてきています。そういう点で、観光資源をもう少し明らかにして、楽しんでいただけるようにされてはどうかというふうに思いますけれども、御見解をお聞きしたいと思います。

この任期中、最後の一般質問でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。
住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、美濃議員の1番目の風力発電についての御質問にお答えいたします。

議員も出席されておりました2月13日水曜日の19時より、町文化センター大ホールにおいて、平成30年4月、ヴィーナ・エナジーに社名変更後、日本風力エネルギー株式会社担当者より初めて地域住民に対する説明会を開催し、その議事事項について事業者より報告がありましたので御報告いたします。

結果、総論としてですが、本事業には健康への影響、日本風力エネルギーの誠意がない等々を理由に反対であるとした住民意見が大半を占めていることから、事業者としましては、住民の皆様が反対であれば推し進めることはできないと説明をしたとのことでした。

そうした中で、12月議会に説明させていただいた状況より、環境影響評価に伴う現地調査は、現段階において何も進展はないとのことでした。

以上、簡単ではございますが、風力発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは、美濃議員御質問の2番目の農業対策についてと、5番目の町の観光資源についての質問についてお答えさせていただきます。

まず、2番目の農業対策についてでございますが、急峻な中山間地の小規模農家が大

半を占める当地域の場合、議員御指摘のとおり、農業経営を継続される場合、大変な手間や労力、また費用等がかかると考えます。

そのような農用地の有効な活用に関しては、狭小な農地で収益を上げようと考えた場合、付加価値をつけるか利益率の高いものを栽培するなどの対策が必要かと存じます。

町では農業者の意欲向上や作業の効率化、負担軽減を図るため、独自施策の紀美野町農業経営支援事業として農地の改良、園地の施設化、農業機械整備、農薬購入費など、多くの農業者の方に御活用いただけるよう、農業関係者のニーズに合わせ、国や県の制度の推進とともに、意欲あり発展性のある農業者の経営方針に対しての営農の一助としてございます。

消費者が多様性を求める中で、それぞれの地域特性を発揮した取り組みが求められ、それぞれの地域ごとに最も適した作物や形態として、ハウスを使った取り組みやキウイフルーツなど他作物への転換なども考えられると存じますので、県やJAなどの専門家を有する関係各所、農業団体等との連携を密にしまして、意欲ある農業者に寄り添う支援を進めてまいりたいと考えます。

また、昨年の台風被害の申請の周知についてでございますが、台風21号被害に伴う甚大な被害を鑑み、国や県では農産物被害や農業用施設を対象とした各種補助制度の要件緩和、融資制度の拡充を行うといった支援がなされ、町といたしましても農業者の負担軽減に資するため、支援策を講じたところでございます。

それらの各種補助制度等についての周知及び補助申請の募集として、県やJAと協議を行いまして、11月の町回覧とあわせてJA、NOSAIと情報の共有を図りながら申請を促してまいりました。

また、被害調査により、JA、NOSAIを通じて被害を生じた農家へ周知してございまして、適切に周知させていただいたと考えてございますが、今後も予測される自然災害に対する支援については、国や県の制度に対する迅速な情報収集と、意欲ある農業者が安定した経営を継続できるようさらに研究し、現在の周知方法に加え、公平かつ適切に実施できるよう努めてまいりたいと考えますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、2番目の農業対策についての答弁とさせていただきます。

続きまして、5番目の町の観光資源についてですが、町にはススキの群生地である生石高原や大型望遠鏡を備えたみさと天文台、約1万平方メートルの芝生広場があるのかみふれあい公園などのほかに、最近では、今まで注目されていなかった満天の星空を核

として町を星の聖地にするスターパーティ、ブドウハゼや古民家などの新たな資源がメディアで取り上げられ、新しい観光資源としての可能性がテレビなどのメディアやSNSなどの影響により、多くの人の注目を浴びるようになってまいりました。

議員御質問の、町の観光資源もふやすことが町の産業にとって必要でないかとのことですが、個人旅行が主流となる新しい観光の流れの中で地域資源を再発掘し、観光客のニーズを満たすため、新たな観光資源の発掘及びそれらを活用したPRは大変有効であると考えます。

利用者の多様なニーズの中で、今後の新たな展開について研究し、あらゆるものが観光資源となり得る可能性がございますので、広く皆様方から情報をいただければ、観光協会などと連携して調査をさせていただき、新たな観光資源として掘り起こしを行ってまいりたいと考えますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、5番目の町の観光資源についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の三つ目の質問、学校給食についてお答えをさせていただきます。

現在、紀美野町では、小学生につきましては1食250円から260円、中学生につきましては1食300円で給食を実施しております。

学校給食法第11条では、学校給食実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち施設及び設備に要する経費は設置者負担とし、それ以外の経費につきましては児童生徒の保護者が負担することとなっており、保護者が負担しているのは食材費のみとなっております。

議員御提案の給食費の無償化により、食育として食の大切さ、楽しさ、食べる物やつくる人への感謝の意識が薄らいでいくことも危惧されます。また、実施には多額の財政負担が伴います。

現在、給食費につきましては、生活保護を受けている御家庭においては、生活保護費の中の教育扶助費に含まれるため、負担はありません。また、生活保護を受けていない方でも、それに準ずるほど経済的にお困りの御家庭の児童生徒の保護者には、就学援助制度により給食費の御負担はいただいております。このような制度により、子供の貧

困へのサポートはできていると考えております。

以上のことから、学校給食の無償化につきましては考えておりませんので、御了承いただきたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 美濃議員の4点目の、支所での期日前投票を実施することについての御質問にお答えをいたします。

以前からの同様の御質問に対する答弁とも重複すると思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、期日前投票の運営に当たっては、選挙事務に多数の職員を要することから、役場全庁を挙げて取り組み、平常業務にも支障のないよう実施しているところであります。

行政事務が増加する一方で職員数が減少している中、さらに期日前投票所を追加し、2カ所とすることは、人員の確保の面からも非常に困難な状況でございます。

このため、投票日当日の投票所において投票がしやすいよう、可能な限りきめ細かく設けた町内21カ所の投票所を継続することで投票機会の確保を図ってきておりますので、御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、21カ所の投票所を維持していくには課題も見えてまいりました。有権者の数が大変少なくなっている投票所や、高齢化と長時間の投票時間による投票立会人の確保が難しい、そういう投票所も出てまいりまして、従来どおりでは難しくなっているように感じております。

時間を要することにはなりますが、これらの課題を解決していくために、当町の状況に合った運営方法を総合的に検討していく時期ではないかと認識しておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 風力発電でございますけれども、反対をするところであるならば、会社としても押しつける気はないということを行ったということを町のほうでも把握されてきていただいているようでありまして、海南市のこの問題につい

ての答弁で、さきの12月議会ですか、ここでは平成33年ということは2021年ですか、ここで準備書が出てくると、こういうふうに海南市では把握、どんな形でか認識しているようではありますが、準備書が出てくると、ここから向こうは業者は一気に押ししてくるといふように、過去の風力発電の取り組みなんかを聞いていると聞きます。

来るまでにどうするんか。環境影響調査ですか、アセスメントですね、これについては入っているかどうか、そののところも含めて、今、相手はどのような状況になって、どういうふうな段階に来ているのか。一般的にも町内の方々お会いすると、風力発電どうなってるのよというふうなことをよく聞かれるんですけども、自分らは一生懸命反対のために署名もしたけれども、どんなんしてくれてるんよという不安なところをお聞きするわけですけども、それについて状況を聞きたいと思います。一遍、それをお願いします。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 先ほども御説明させていただいたとおり、12月議会で説明させていただきました。その状況と何も変わってはございません。

環境影響評価につきましても、全く何も実施していないということでございます。

そして準備書につきましても、平成33年度に具体的な設計計画と環境影響評価明記いたしまして、提出されるということになります。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） では、アセスについては、まだ入っているとも何ともわからんわけですか。実際のところ、この段階で本当に早うやめてもらうということが、一番住民の方々も安心されるというふうに思いますけれども、そういうところで、町長の見解、どうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしますが、この風力発電につきましては、もう何回もこの議会で同じことを繰り返しておるわけでございますが、私の意見といたしましては、区長会の皆さんが実施されました風力発電事業、これに対する反対の署名活動ですね、これの結果や方法書における町民の皆さん方の御意見を重く受けとめまして、今後とも、賛成や反対を受けとめて結論を出していきたい、そうした思いでございますが、やはり町長が賛成、反対の意見を申し述べるのにTPOがござ

います。それは何かといいますと、この準備書ですね、このときに知事や市町村長の意見を聞くと、こういうふうなことになっております。したがって、配慮書ではもう意見を申し述べている。そしてまた、次の準備書でその意見を聞いてくるであろうと、出された段階でね。そうしたTPOを考えながら、やはり自分の意思を出していきたい、そのように考えておるところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、町長さんに頑張ってくださいとして、何にしてもこれからの課題があると思います。

次の農業対策についてお聞きしたいと思います。

農業の問題については、先ほどにも申しましたように、一般的には大変この状況というんですか、環境というんですか、我々の置かれているところは非常に一般的な立地条件として悪い状況かというふうに思います。

高知県に窪川町という町があるんですけども、この町では非常に効率の悪い豆なんかも取り組まれているんですけども、おもしろいのは、日本が滅びても、生き残る窪川町わかる農業をという、そういうふうなキャッチフレーズを上げてやっておられるんですね。ですから、言うてみたら、そういう広大な広い農地があるわけじゃないんですけども、そういう中で取り組んでおられます。

あと、うちの町にも町長自慢のIターンの方々が多く来られてきています。きょうは午前中もそういうことについての住宅問題も出ましたが、住宅問題だけではあかんのですよね。来てくれた人がどういうふうにこの町でいついてもらうかと。1件ありましたが、結局、来たけれども、こっちで仕事がないからというふうに出ていかれましたけれども、そういうふうなことにもなりかねんというふうに思うんです。だんだんうちのずっと住んでおられる住民の方々も、農家の方々もかなり高齢化が進んできてまして、何かに取り組むという点では、Iターンの皆さん方にも大分力かりなあかん部分があるかというふうに思うんです。その方々が農業なんかもやってくれている方もございまして、それはたまたまそのときに応援をされる方がおったと。いろんな面で応援される方がおって、農地を借りるのに保証人になってやったり、あるいは機械を貸してやったりとか、そういう面があったので、うまくこの町で農業を続けられているというところが非常に大きいと思うんです。それがだんだんとその方々も残念ながら亡くなってこられているこの町で、そういうことを町としてどういうふうに応援するんかと。ポ

ランティアでやっていただければありがたいんですけども、以前からそのようにやってこられた方が亡くなったりしておられない状況の中で、その部分で町として制度、さっき課長が言われた農薬とか幾つかの援助をしてるということでございましたけども、機械とかですね、でも基本的に機械を補助金で買うということは、なかなか新たにやる人にとったら難しいんですよ。特に農業機械というのは高いんですよ。そういう点でどうするのか。

それから、さっき申しましたように、ハウスを貸すとか、それからキウイなんかも、最近、そういうお金がとれる作柄になってきましたので、そういうものを貸したりとかというふうな制度を拡充して、相当にこの町でやっていただけるという応援がなければならんかというふうに思いますけれども、もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

確かに美濃議員おっしゃるように、紀美野町では中山間地ということで、圃場の条件というのは確かによいとは言えない状態でもございます。それに増して、作物によりまして適地であったり、時期であったり、そういったものも絡んでこようかと思えます。そのあたりは地元の農業者の方というのは一番御存じやと思えますので、そのあたり、各農業団体の皆さんに御協力を仰ぎながら、現在でも農業の研修制度というものもさせていただいてございます。農業につきましては、すぐに就農して仕事を始めるといったら、かなりリスクが多い部分もございますので、農業団体の方々と、今後、協議した上で、また制度についても考えていきたいと思っております。

それと、ビニールハウスであるとか新しい作物の棚関係の貸し出しもできやんかという部分なんですけれども、長期になったりする場合もございますので、そこは、現在、農業経営支援事業のほうでハウスの補助であったり、棚の補助であったりというのは行っております。県の事業のほうでもビニールハウスに対する支援というのはございますけれども、そういった部分についても、農業者の皆さんの意向を伺いながら研究を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 取り組んでいただけるというふうな話でございますけれども、時間的な問題が結構あると思うんです。余り時間かけていくと、その方々もやめ

ていかれる心配もあるというふうに心配します。

今、話のあった補助という点で、補助というのはやっぱり補助であると思います。そのことによって、あと残りをどうするんか。借金を持つということについては、相当リスクも抱え込んでしまうということになるかというふうに思います。何にしても、新たに新規就農者の対象というのがあるかというふうに思うんですが、また、新規就農者だけじゃなくて、就農された方も含めて、アンケートなりをとって、どういうふうな支援が必要なのか。我々、日本でおったら、そういうふうなことで、全額なんてというふうなことにもなるかと思いますが、全額としたとしても、外国での、フランスでも、特にスイスなんていうのは観光地ですから、農業者がいなければ国自体が崩壊するというところで、年間180万円ぐらいの補助金を出した上で、まだなおかつ、いろんな制度をつくっているんですね。そういうふうなところで考えたら、例えば本当に農家がいるということは日本の国土を守るということにつながったりして、ここで何としても支えていくために、相当な支援も必要かというふうに思うんですけれども、とりあえずやっぱり意見を聞くということで、どこまでやればできるんだという、そういう相手の方がどのように考えておられるんかの調査も必要かというふうに思いますけれども、そのアンケートについてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

確かに美濃議員おっしゃるように、農業者の方の意見を聞くということは大切だと思います。ただ、町が補助するとなれば、公益性というのも当然必要になってこようかと思えます。個人の財産になる部分もございますので、何らかの形で農業者の方の意見を集約した上で施策に反映していきたいと思えますので、御理解賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するにやっていただくということなので、それに期待したいと思います。

ただ、余り今までの感覚というのは一遍置いて、先ほども言いましたように、疲弊した農業を何とかしようというんじゃなくて、必要なものをつくってもらうんやと、この町にとって、その観点から見ていただきたいと思えます。

次の学校給食について移りたいと思えます。

学校給食については、生活保護の方、あるいは就学援助の方にはその部分については出てるんだということについて、いろんなところの経費も要っているので、その材料費ぐらいは出してもらったらということであるかというふうに思いますけれども、実際、子供の貧困というのが、最近、ずっと言われて、子供の貧困が見えないというふうに言われるんですね。よく言われるのが、ようこえているやないか、携帯持ってるやないかと、そんなことを言われるそうなんですけども、大体ひとり親家庭というのが圧倒的にその対象になるかというふうに思うんですけども、ひとり親家庭であるならば、夜の食事を子供だけでやったりすると。そのためにポテトチップスとか、何百円か渡して、これ食べときなよということでも食べたりして、これは当然体が太っていくということにつながっていったり、また、うちの娘の話を聞いてみますと、やっぱり子供はひとり親であった場合に、何かあったら連絡せな大変だということでも携帯を持たずというところがあるように聞きます。そんなんで、一見、見ただけでは貧困であるんかないんかがわからないけれども、実態的に出てきているわけです。そういうふうな形で、そういうことから、大変ですけども、実際、うちの町でも子ども食堂をボランティアの方々、大変な労力だと思うんですけども、お金集めも大変でしょうし、やっていることから考えて、今、言われた就学援助、生活保護で、あれならばどうなんですか、税金を払っていない非課税世帯との間ではどれだけの差がありますか。その辺も含めて、とりあえず一遍聞きたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えしたいと思います。

手元の資料では、非課税者の動向についてはちょっと把握はできておりませんが、ひとり親家庭であれば、準要保護の対象にはなっているというのが現実でございます。ですので、準要保護者につきましても、ちゃんと給食費の手だてができていたというふうな状況にはなっておりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、非課税の方は既に給食は無償化になっていると、そういうふうでいいんですね。

そこまで来たら、あと全体から考えたら、どれぐらいの予算が必要なんですか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、31年度の予測で大体400名の児童が小中学校あります。年間にかかる給食費が約2,000万円必要になってございます。それ以外にも、現在、給食を調理する上で職員の人件費を初め、賃金、光熱水費で約4,000万円がかかっている状況の上でのまた2,000万円の負担ということになりますので、そこら辺を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、2,000万円が要るんだということでございますけれども、それで生活保護の家庭、それからひとり親家庭を除くと、残、ほかの児童が幾ら払っているわけですか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えします。

約1,800万円になります。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 残るところ1,800万円ということでございますけれども、就学援助というのが、現在、予算書にも載ってきておりますけれども、だんだん減ってきているんじゃないかというふうに思うんです。この取り方の問題も含めて、あと1,800万円というところのこの数字ですね、今、町は大変ですけれども、せっかく子供に対する、この町に来てもらいたいという思いで来てるわけでございますけれども、1,800万円というはっきりした数字も出てるんですが、これが無償化ということには検討していただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほどから申してますとおり、単年で1,800万円という負担になります。もちろん毎年変動はするにせよ、続けていく限りは、ずっと負担はし続ける必要がございますので、今後の財政負担がつきまとう以上、限りある財源をどこに配分するんかというのを十分考えながら、実施にはちょっと慎重に検討はしていきたいなと思ってございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 時間がございますので、次の期日前投票について、その

投票所についてお聞きしたいと思います。

先ほど課長さんが、いろんな条件が変わってきている中で総合的に検討している時期に来ていると、そういう答弁をされましたけど、それはどういうふうな意味合いのことをされているわけでしょうか。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 当町は投票日に投票所において投票するという原則をかたくなに貫いてきたところではありますが、先ほど答弁させてもらった中で、やっぱり21カ所投票所を継続することがちょっと難しくなっているのではないかということをお先ほど答弁させていただきました。

投票所においては、50人を切っている有権者のところ、それから100人を切っている投票所、これ、100人を切っているところは三つあるんですけど、そういうところで、朝の7時から夜の6時ないし7時まで11時間、12時間、投票所をあけている現状に、今、あるわけです。そういう中で、投票の立会人さんも長いこと座っているの大変やとかいろんなそんなことで、腰も痛いのに、そんな話もたくさん聞いて、もうこれ限りにしてよとかいう話も現実にはあるんです。ですから、そういうことも鑑みて、投票所を統合していくというのも一つの選択肢ではあるかと思えます。

私の記憶しているところでは、旧野上では大観寺でやるとか国木原の投票所、こういうところも、多分、もう大分前になると思うんですけど、投票所を統廃合してます。美里エリアでは箕六の投票所でしたかね、そこも統廃合というか、箕六にはなくなっているということも記憶をしております。ですから、投票所の統廃合というのも一つの選択肢には入ってくるのかなと。

それからあと隣の町では、今、移動投票所、期日前の、そういうのもされてきております。ですから、こういう日時の限定した投票所というんですか、そういうのも可能なんだなというのもわかってきておりますんで、あくまでも、これ、私、今、総務課長としての答弁というよりも、選挙管理委員会の事務局に従事するものとしての答弁になるかと思うんですけど、こういうことは選挙管理委員会にも当然諮って話をしていけないといけない、また、住民さんにも当然通知していかなければいけない、いろんなことがあります。

それから、国政選挙は長い期間ありますし、県の選挙はそれよりも短い。まして町の選挙になりますと、期日前ですと4日間しか開かなくてもいいというか、一番短いのは

町の選挙ですよ。ですから、そういう期間のこともありますし、いろんなことを洗い出して、そして町にふさわしいといいますか、当町に一番合ったような運営方法というのをちょっと考えていく時期になっているのではないかとということで先ほど答弁させていただきました。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 私らも近くで箕六の投票所がなくなったときに、なくなるということを知りませんでした。後からなくなったんだなというふうに思ったんですけども、確かに人間は減ってきてますし、これは高齢化が進んでいく中で仕方ないかというふうに思います。

でもサービスが落ちていくということについては、今の国もそうでしょ。投票率を上げるというのは国の方針でしょ。当たり前ですけども、そのところから逆行するようなことについてはどうであるんか。今、選管と、それから住民の人に聞いてやっているんだと。それで十分に意見が把握されているんかどうか。そのところで、はっきりもう一度聞きたいと思います。

それから、今、言った中で移動投票所について行われているの、確か私も新聞で、有田川町でしたか、見たように思うんですけども、これについても、やっぱりその時間帯でなければならぬし、当然、皆が皆、行けるわけではないんですよ。その辺のところの調査ですね、どんだけの効果があるんか。それと、やはり何といっても、うちみたいに長い町、こここのところで1カ所でいいんかどうかというところで、住民の方々も、せめて支所にもやってもらいたいと、こういうふうに言われているんですけども、これについては、もう一度、検討ということはしていただけるんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、住民の声というところと、それから選挙管理委員会、その意見でということで先ほど申されましたけど、ちょっと私の答弁がまずくて、つけ加えさせてもらいますと、住民さんの意見は聞いてません。住民さんの意見ではないです。先ほどの長時間による投票立会人さんが大変やという話と、それと、検討するとかいろんなことに関しては、これは選挙管理委員会に諮らないといけないということで、住民の意見を聞いているからどうのこうのということではございませんので、ちょ

つと誤解のないようにお願いしたいと思います。

それと、あと支所にも期日前投票所を設けるということについても、それは先ほどの総合的に検討するうちの一つのあれになってこようかと思えます。全てのことを洗い出して、いろんな選択方法を見つける上では、そういうことも、支所という限定云々はどうかと思えますけども、複数ということは一つの選択肢だろうと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、投票所の減らすことについて、現在、三つ減らしてきてるといってございましてけれども、選管の方々も、確かに選管に聞かんとやるわけには絶対ならんと思えますけれども、住民の方々の意見もやはり聞いていただいてやっていただかなければ、一番それで困るのが投票に行かれる方ですので、それは入れていただきたいと思えます。それで期日前投票の場所の数も含めて総合的に検討することですね。そういうことでありますので、この問題はこれで置きたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（美野勝男君） 以上をもって、美濃議員の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回、7日の定例会は、議案第1号からの条例の一部を改正する条例の審議からとします。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日は、これで散会します。

（午後 4時45分）